



第 9 期

階上町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

ハート&ハートプラン はしかみ

令和6年3月

青森県 階上町

は じ め に



全国的に高齢化が加速するなかで、本町における高齢化率は令和 5 年 9 月末現在で 35.3%、3 年後の令和 8 年には 37.9% となり、2.6 人に 1 人が高齢者になると推計されています。また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が今後さらに増加することが見込まれる中、医療と介護の提供や介護人材の確保などが今後の大きな課題であり、高齢者を取り巻く状況を踏まえつつ社会・経済情勢に応じた効果的な施策を講じていくことが重要であると考えております。

介護保険制度は、平成 12 年に創設され制度改正を繰り返しながら、介護を必要とする高齢者にとってなくてはならない制度として地域に定着し、発展してきました。

今回策定した第 9 期計画は、第 8 期計画を継承しながら国の方針に基づき、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、医療と介護の連携及び地域共生社会の実現に向けた取組を含め、「地域包括ケアシステム」を更に深化・推進することを目的としています。また、近年増加している自然災害や感染症などの対策についても体制を整備していきます。

本計画の実施に際しては、町民、関係団体、介護サービス事業者等の方々と連携を図りながら、全ての高齢者が健やかで生きがいを持ちながら、地域で安心して暮らせるよう取り組んで参りますので、皆様方のより一層の御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見を賜りました階上町介護保険推進委員会委員の皆様及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に御協力いただいた町民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

階上町長 荒 谷 憲 輝

目 次

第 1 章	計画の概要	
	1 計画策定の背景と趣旨	1
	2 計画の根拠及び位置付け	2
	3 計画の期間及び見直し時期	3
	4 計画の策定体制	4
	5 計画進行管理及び点検体制	4
第 2 章	高齢者を取り巻く現状	
	1 人口推移と人口構成の変化	5
	2 高齢者のいる世帯の状況	6
	3 高齢者人口と高齢化率の状況	7
	4 要介護認定者等の状況	10
第 3 章	計画の基本方針	
	1 基本理念	13
	2 基本目標	13
	3 重点施策	
	（1）地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築	14
	（2）生きがいづくりと介護予防の推進	16
	（3）介護サービスの充実と適正化事業の推進	18
	（4）災害・感染症対策に係る体制整備	19
	4 日常生活圏域と地域包括支援センター	
	（1）日常生活圏域の設定	20
	（2）地域包括支援センター	20
第 4 章	地域支援事業の展開	
	1 地域支援事業実施要綱による事業の体系	21
	2 介護予防・日常生活支援総合事業	
	（1）介護予防・生活支援サービス事業	22
	（2）一般介護予防事業	24
	3 包括的支援事業	
	（1）地域包括支援センターの運営	27
	（2）社会保障充実分	30
	4 任意事業	35
	5 地域支援事業費の推移	39
	6 地域支援事業費の見込み	40

第 5 章	高齢者福祉事業の展開	
	1 福祉事業	41
	2 高齢者の住まい	43
	3 災害・緊急時に備えた体制の整備	44
第 6 章	介護保険サービスの展開	
	1 サービス提供の体系	45
	2 介護保険サービスの実績	
	（1）介護保険サービス利用者の推移	46
	（2）介護保険サービス給付費の推移	48
	3 各サービスの現状と見込み	
	（1）居宅サービス	53
	（2）地域密着型サービス	57
	（3）施設サービス	59
	4 介護人材の確保と資質の向上	60
	5 介護保険サービス給付費の推計	61
第 7 章	介護保険料の設定	
	1 費用負担の仕組み	
	（1）給付費の財源構成	65
	（2）地域支援事業費の財源構成	65
	2 第 1 号被保険者保険料の段階設定	66
	3 保険料基準額	67
	4 負担軽減措置	69
資料編	資料 1 階上町附属機関に関する条例	70
	資料 2 階上町介護保険推進委員名簿	72
	資料 3 審議経過	74
	資料 4 階上町内介護保険関連事業所一覧	75
	資料 5 介護保険用語集	79
付 録	階上町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書	



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、平成20年（2008年）以来総人口の減少が続いており、高齢化が急速に進行しています。令和7年（2025年）には、団塊の世代全員が75歳以上（後期高齢者）となるほか、令和22年（2040年）には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は今後更に進行することが見込まれます。加えて、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者などが増加しており、高齢者を取り巻く状況の変化に応じた対策が喫緊の課題となっています。

それら課題の解決を図るために、国では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要であるとしています。

今回策定する第9期階上町高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、第8期計画を継承しながら、国の方針に基づき、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、医療と介護の連携及び地域共生社会の実現に向けた取組を含め、「地域包括ケアシステム」を更に深化・推進することを目的に策定するものです。

また、国際社会共通の目標であるSDGs[※]の実現に向けて、本計画においてもSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、多様な主体による「パートナーシップ」によって持続可能な高齢者福祉施策と介護保険施策を推進する必要があります。

※SDGsとは、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標です。2030年に向けて持続可能な世界を実現するために掲げられ、17の目標（ゴール）とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。本計画の上位計画である階上町総合振興計画においても、SDGsの理念を踏まえた行財政の推進を謳っています。

● 国は、第9期計画策定に向けた基本指針として、以下3つの項目を掲げています。

この基本指針に従いつつ、本町の実情に応じた計画策定を行うことが重要となります。

基本指針

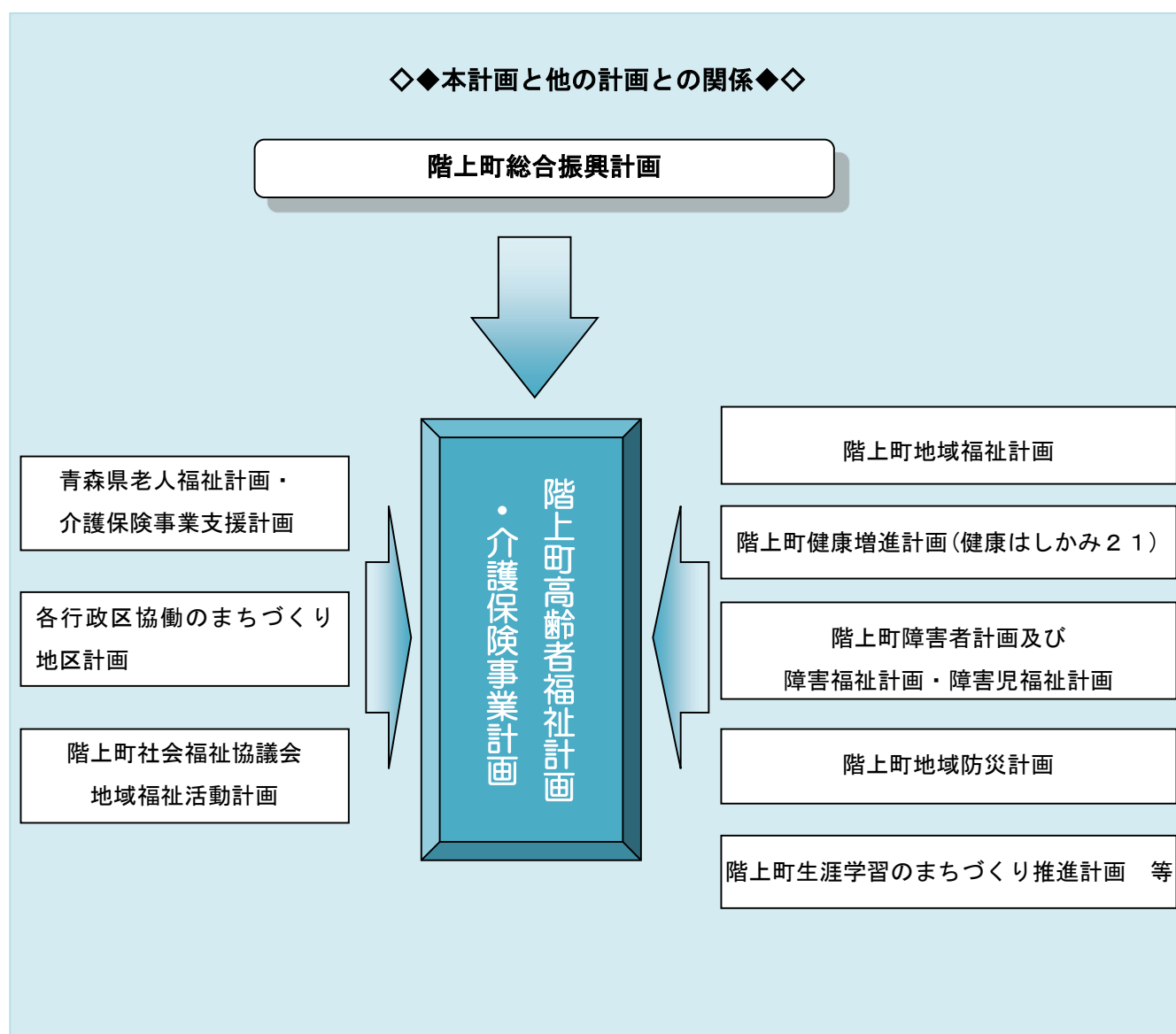
- ① 介護サービス基盤の計画的な整備
- ② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- ③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

2 計画の根拠及び位置付け

本計画は、老人福祉法（第 20 条の 8 第 1 項）の規定による「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第 117 条第 1 項）の規定による「市町村介護保険事業計画」に該当する計画です。

介護保険法により両計画は整合性を持って策定することとされているため、第 8 期計画と同様に一体的に策定します。

また、本計画は、「階上町総合振興計画」を上位計画とし、健康・福祉分野の「階上町地域福祉計画」等町の関連計画、さらに「青森県老人福祉計画・介護保険事業支援計画」等県の関連計画との整合性にも配慮して策定します。

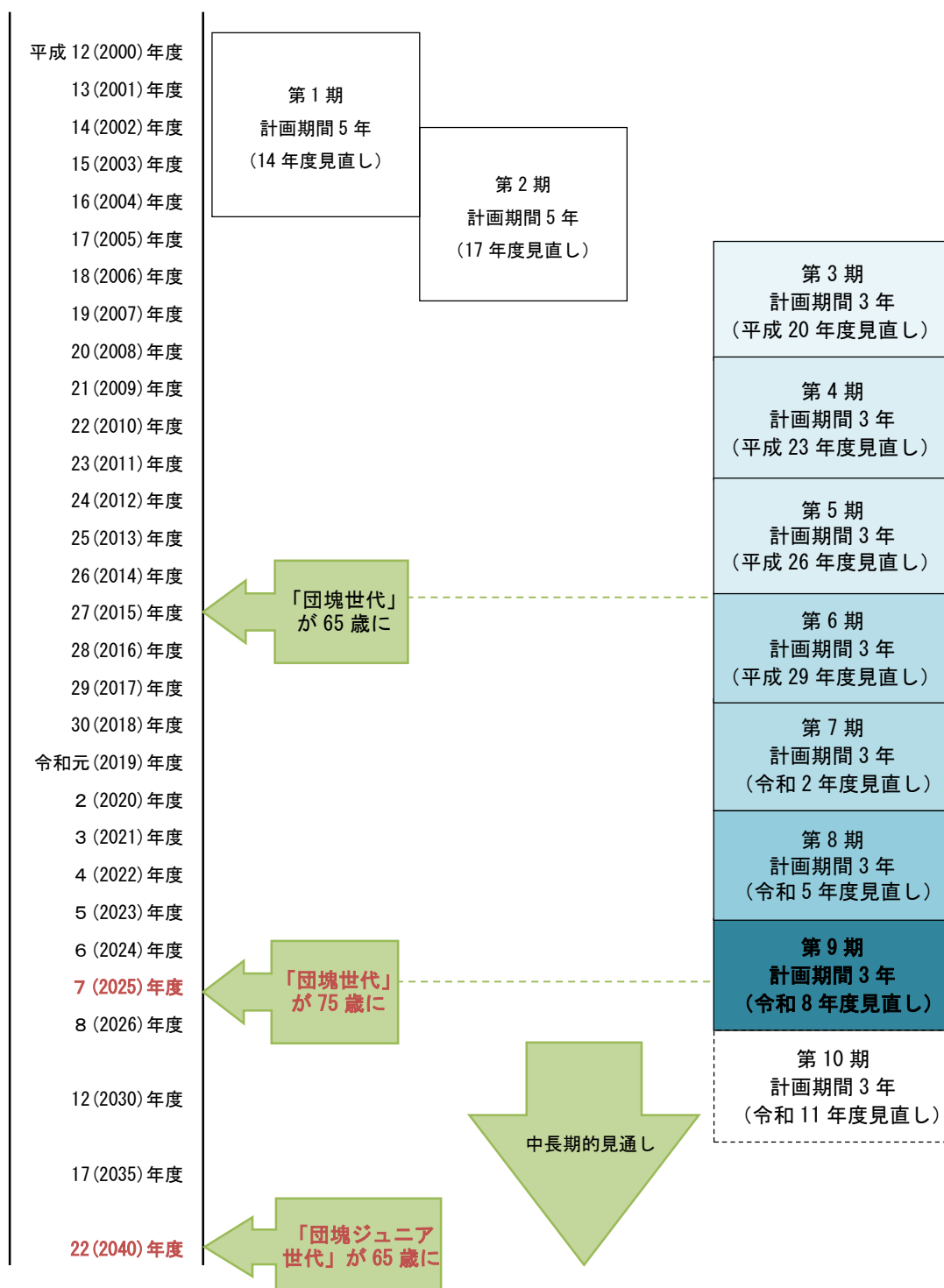


3 計画の期間及び見直し時期

介護保険事業計画は、第2期までは計画期間を5年間として策定し、3年経過後に見直しを行っていましたが、第3期以降は計画期間が3年間となっています。

今回策定する第9期計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間となり、「団塊の世代」が75歳以上となる年度を含み、また団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度(2040年度)を見据えつつ、長期的な視点に立って、策定するものです。

◆ 計画の期間と見直しの時期 ◆



4 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、福祉関係者、保健医療関係者、被保険者代表、学識経験者の代表で構成される「階上町介護保険推進委員会」を設置し、計画の審議、確認を行います。

このほか、高齢者の介護サービスや生活支援のニーズ、介護保険等に対する意見等を把握する目的で「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、計画への町民意見の反映に努めます。

今後は、町のホームページ等で町民への周知を図っていきます。

5 計画進行管理及び点検体制

本計画の推進に当たっては、地域住民、医療、福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが必要です。

また、介護保険推進委員会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会等において、本計画の実施状況・進捗状況等の管理及び評価を行い、高齢者を取り巻く状況の変化等に対応し、より効果的な事業の実施方法を検討するなど適切な進行管理を行っていきます。

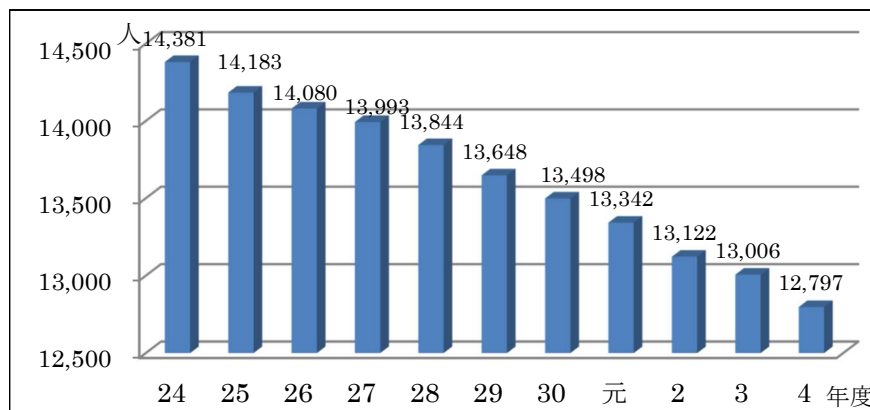


第2章 高齢者を取り巻く現状

1 人口推移と人口構成の変化

本町における総人口は平成16年度の15,186人をピークに毎年100～150人程度ずつ減少し続けており、令和5年3月末日では、12,797人となっています。

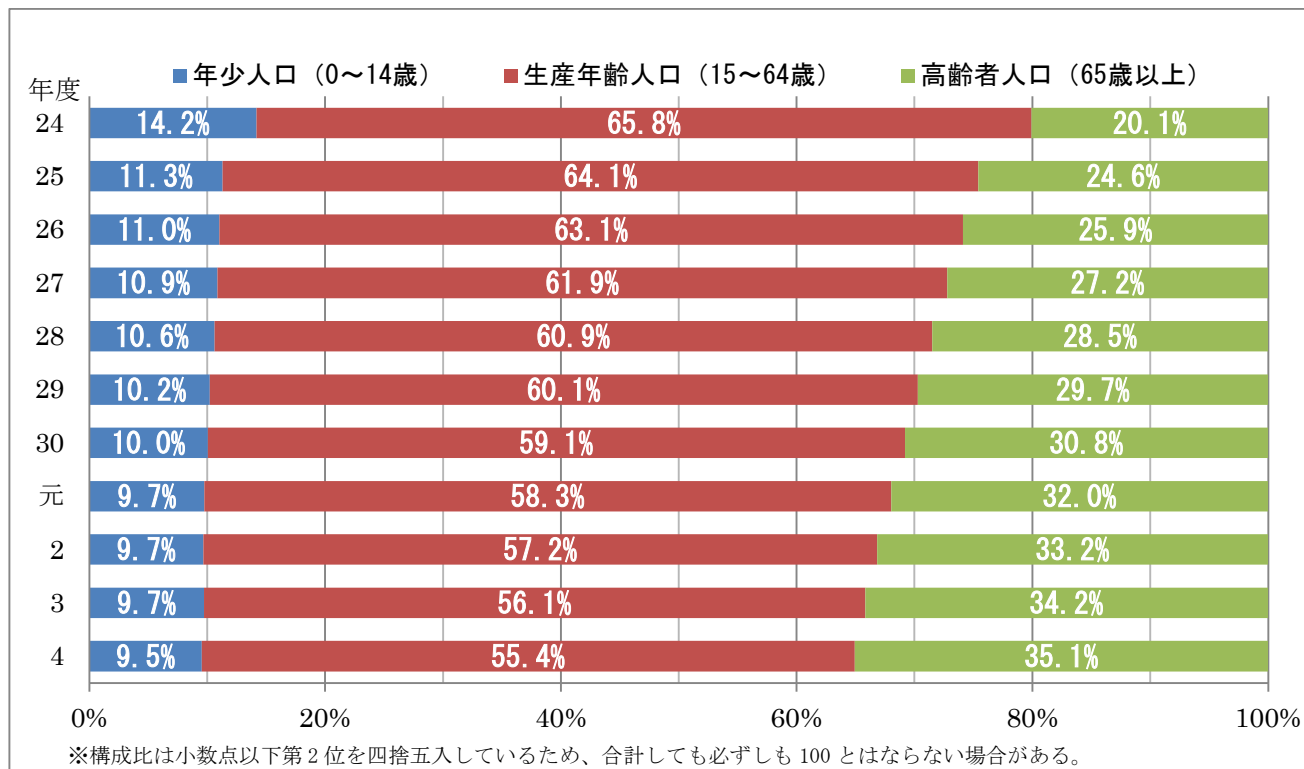
◆階上町の人口推移◆



『住民基本台帳年報』（各年度3月末現在）

人口構成比をみると、年少人口と生産年齢人口の占める割合が年々低下し、高齢者人口の割合が高くなっています。高齢者人口は毎年約100人ずつ増加し、生産年齢人口は約200人ずつ減少しています。総人口がピークであった平成16年度は人口の約5.5人に1人が高齢者でした。平成28年度には人口の約3.5人に1人、令和4年度には約2.8人に1人が高齢者となっています。

◆年齢別3階層人口区分の推移◆



『住民基本台帳年報』（各年度3月末現在）

出生数・死亡数をみると、毎年死亡数が出生数を上回っており、人口の自然動態は減少しています。ここ3年は、死亡数が出生数の3倍から5倍にもなっており、減少傾向が著しい状態にあります。転入数・転出数をみると、ほぼ毎年転出数が転入数を上回っており、社会動態も減少傾向にあります。

◆階上町の人口動態◆

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
自然動態	出生数（人）	74	75	64	87	44	60	60	41
	死亡数（人）	156	148	186	172	184	181	159	207
	自然増加数（人）	▲73	▲73	▲122	▲85	▲140	▲121	▲99	▲166
	65才以上								
	65歳到達（人）	301	260	267	257	256	250	228	220
	死亡数（人）	127	123	154	143	153	160	129	175
	自然増加数（人）	174	137	113	114	103	90	99	45
社会動態	転入数（人）	534	429	381	419	450	339	425	394
	転出数（人）	543	506	455	484	464	440	441	435
	増減（人）	▲9	▲77	▲74	▲65	▲14	▲101	▲16	▲41
	65才以上								
	転入（人）	23	18	18	23	27	19	20	32
	転出（人）	30	17	17	29	27	23	26	32
	増減（人）	▲7	1	1	▲6	0	▲4	▲6	0

『住民基本台帳年報』『介護保険事業状況報告年報』

2 高齢者のいる世帯の状況

世帯数の推移をみると、平成17年以降減少傾向にありましたが、令和2年には増加がみられています。65歳以上世帯員がいる世帯・高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯では、いずれも増加しています。

◆高齢者のいる世帯の状況◆

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全世帯数	5,779世帯	5,707世帯	5,699世帯	5,862世帯
65歳以上世帯員がいる世帯	1,832世帯	2,092世帯	2,451世帯	2,725世帯
（対全世帯比）	31.7%	36.7%	43.0%	46.5%
高齢者単身世帯	242世帯	341世帯	483世帯	653世帯
（対全世帯比）	4.2%	6.0%	8.5%	11.1%
高齢者夫婦世帯	244世帯	346世帯	475世帯	612世帯
（対全世帯比）	4.2%	6.1%	8.3%	10.4%

『国勢調査』

3 高齢者人口と高齢化率の状況

令和 5 年 9 月 30 日時点までの実績値及び国立社会保障・人口問題研究所公表の推計値等をもとに、次のとおり推計しました。介護需要等をみるために、令和 12 年（2030 年）から令和 32 年（2050 年）まで推計しています。今後、40 歳未満及び 40 歳から 65 歳未満の人口が減少し、65 歳以上の高齢者の人口が増加することで、高齢化率は令和 8 年度には 37.9%になると推計されます。第 9 期には、団塊の世代（一般的には昭和 22 年生～昭和 24 年生）が 75 歳に到達し、後期高齢者人口は増加しており、今後数年はこの傾向が続くと思われます。令和 6 年度までは前期高齢者数が後期高齢者数より多いですが、令和 7 年度には逆転して後期高齢者数のほうが多くなります。

◆階上町の人口推移と推計◆

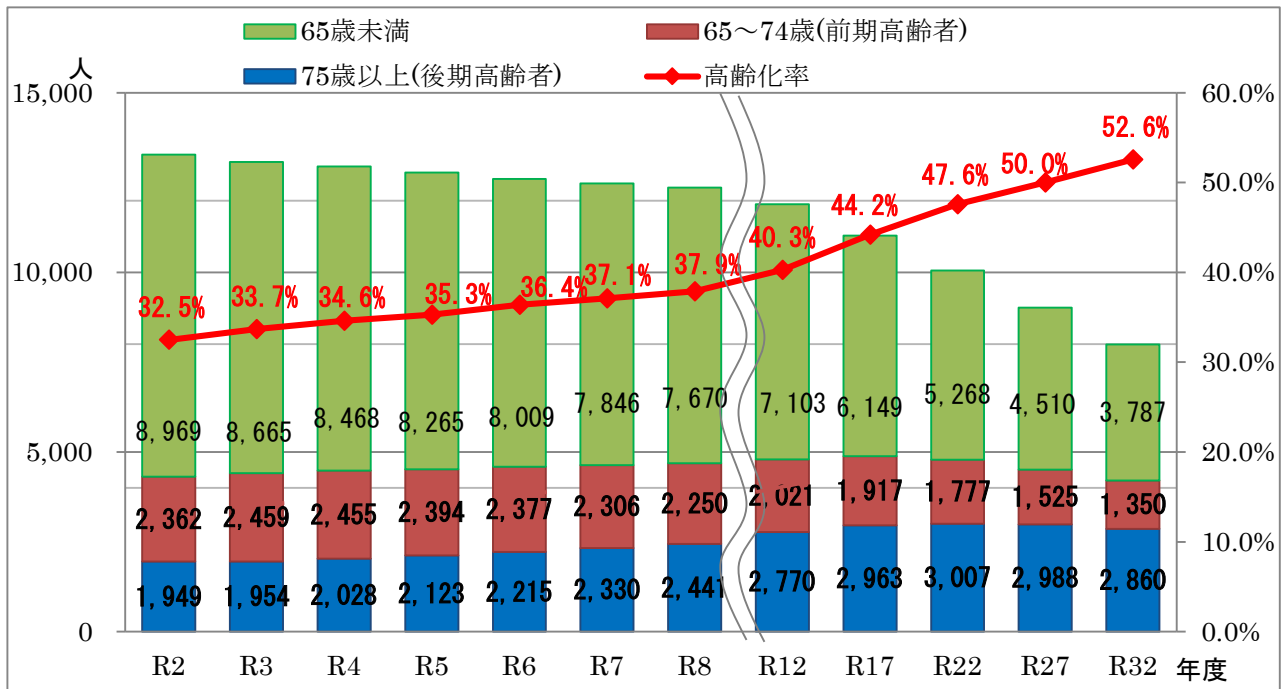
西暦	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
年度	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
総人口（人）	13,910	13,769	13,638	13,437	13,280	13,078	12,951	12,782
40 歳未満	4,723	4,564	4,489	4,318	4,191	4,057	3,943	3,843
40～65 歳未満	5,322	5,201	5,043	4,895	4,778	4,608	4,525	4,422
65 歳以上	3,865	4,004	4,106	4,224	4,311	4,413	4,483	4,517
前期高齢者（人）	2,019	2,118	2,181	2,269	2,362	2,459	2,455	2,394
後期高齢者（人）	1,846	1,886	1,925	1,955	1,949	1,954	2,028	2,123
高齢化率※	27.8%	29.1%	30.1%	31.4%	32.5%	33.7%	34.6%	35.3%

西暦	2024 年	2025 年	2026 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年
年度	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27	R32
総人口（人）	12,601	12,482	12,361	11,894	11,029	10,052	9,023	7,997
40 歳未満	3,691	3,606	3,542	3,346	2,866	2,384	1,935	1,616
40～65 歳未満	4,318	4,240	4,128	3,757	3,283	2,884	2,575	2,171
65 歳以上	4,592	4,636	4,691	4,791	4,880	4,784	4,513	4,210
前期高齢者（人）	2,377	2,306	2,250	2,021	1,917	1,777	1,525	1,350
後期高齢者（人）	2,215	2,330	2,441	2,770	2,963	3,007	2,988	2,860
高齢化率※	36.4%	37.1%	37.9%	40.3%	44.2%	47.6%	50.0%	52.6%

※高齢化率＝65 歳以上人口／総人口

（令和 5 年度までは各年度 9 月末現在値、令和 6 年度以降は 9 月末推計値）

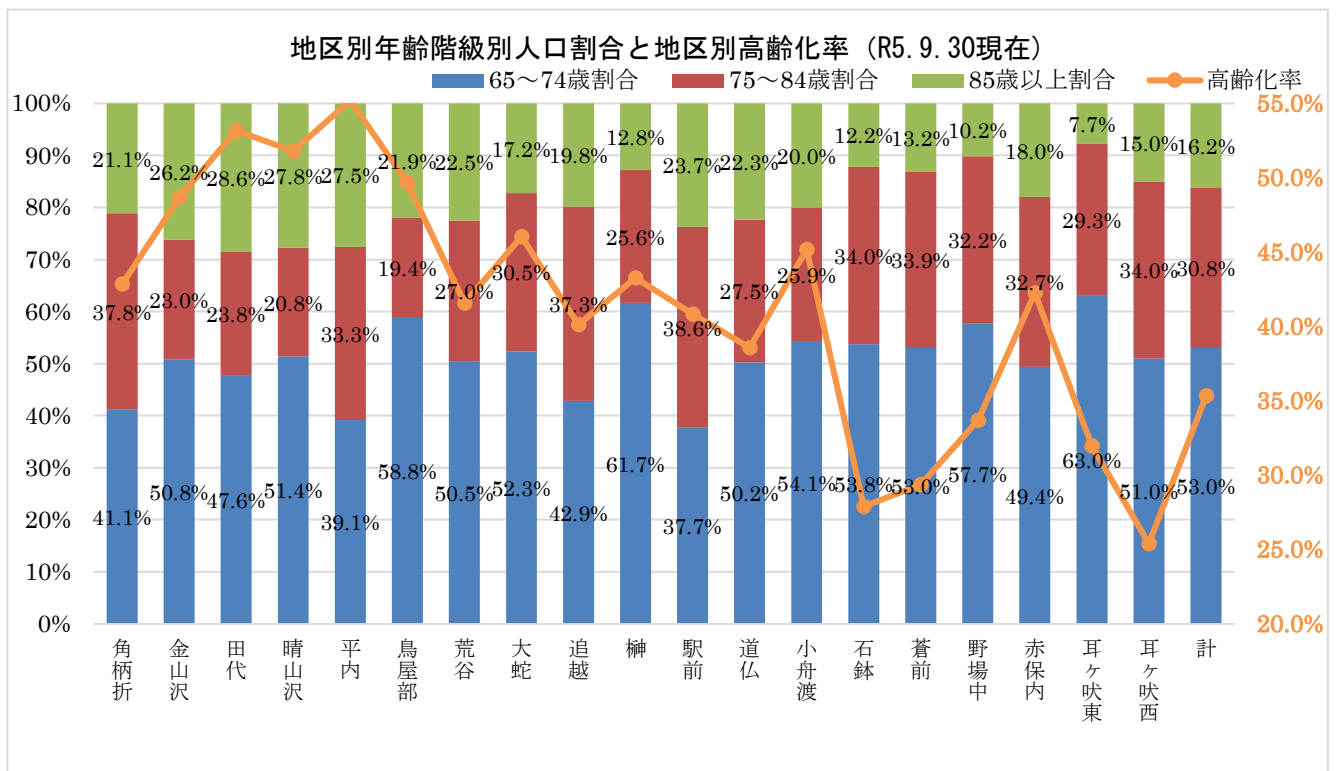
◆階上町の高齢者人口と高齢化率の推計◆



(令和5年度までは各年度9月末現在値、令和6年度以降は9月末推計値)

◆地区別高齢者人口及び高齢化率（R5. 9. 30 現在）◆

行政区名	人口	高齢者人口				高齢化率 (%)	行政区名	人口	高齢者人口				高齢化率 (%)
		65～74歳	75～84歳	85歳以上	計				65～74歳	75～84歳	85歳以上	計	
角柄折	210	37	34	19	90	42.9	荒谷	267	56	30	25	111	41.6
金山沢	376	93	42	48	183	48.7	大蛇	328	79	46	26	151	46.0
田代	158	40	20	24	84	53.2	追越	314	54	47	25	126	40.1
晴山沢	139	37	15	20	72	51.8	榊	416	111	46	23	180	43.3
平内	125	27	23	19	69	55.2	駅前	507	78	80	49	207	40.8
鳥屋部	322	94	31	35	160	49.7	道仏	604	117	64	52	233	38.6
小計	1,330	328	165	165	658	49.5	小舟渡	642	157	75	58	290	45.2
							小計	3,078	652	388	258	1,298	42.2
石鉢	1,527	229	145	52	426	27.9	赤保内	580	121	80	44	245	42.2
蒼前	1,891	294	188	73	555	29.3	耳ヶ吠東	1,380	278	129	34	441	32.0
野場中	1,606	312	174	55	541	33.7	耳ヶ吠西	1,390	180	120	53	353	25.4
小計	5,024	835	507	180	1,522	30.3	小計	3,350	579	329	131	1,039	31.0
							合計	12,782	2,394	1,389	734	4,517	35.3

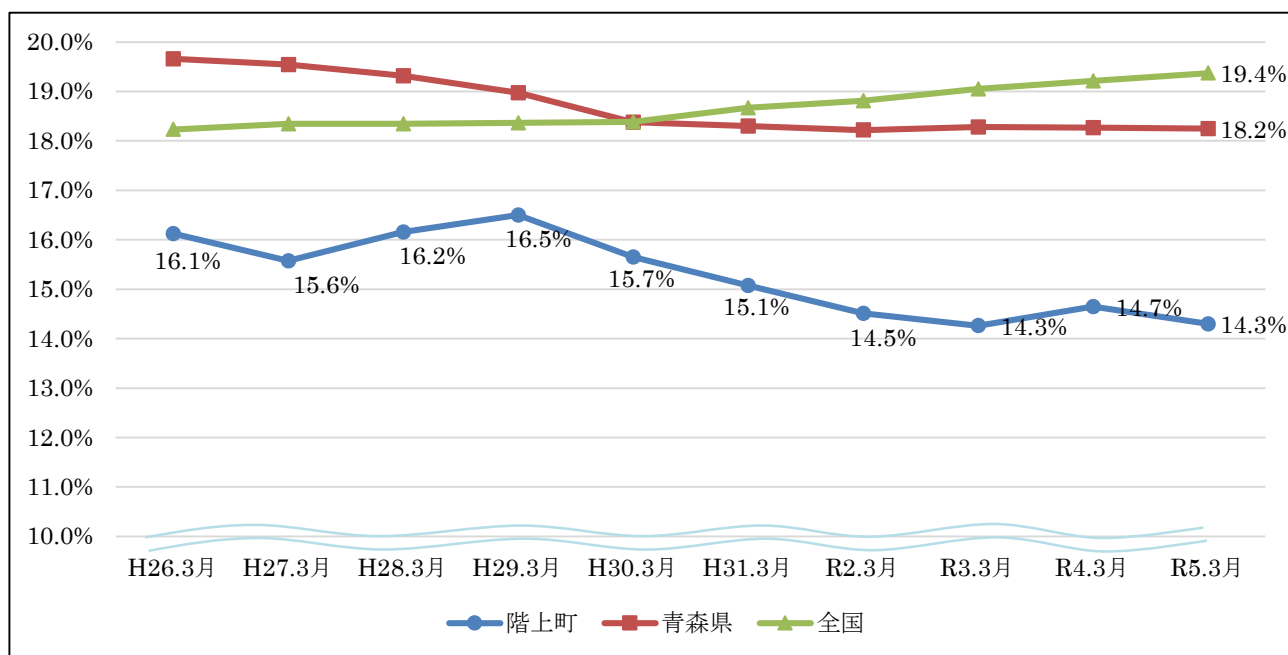


4 要介護認定者等の状況

本町の要介護(要支援)認定率は、下のグラフのように青森県平均、全国平均よりも低い状態を維持しています。平成 29 年度(下のグラフでは平成 30 年 3 月時点)に、青森県、階上町ともに認定率が下がっていますが、これは総合事業の開始により、要支援認定者の一部が事業対象者となり、認定率に反映されなくなったことによるものです。

要介護度別にみると、青森県平均、全国平均より軽度者(要支援、要介護 1)の割合が小さく、重度者(要介護 4・5)の割合が大きくなっています。

◆認定率の推移(全国・青森県との比較)◆



『介護保険事業状況報告月報』

◆要介護度別認定者数(令和 5 年 3 月末)◆

	階上町			青森県			全国		
	認定者数 (人)	構成比		認定者数 (人)	構成比		認定者数(人)	構成比	
要支援 1	29	4.5%	30.2%	6,892	9.0%	39.7%	984,822	14.2%	48.8%
要支援 2	27	4.2%		7,440	9.7%		959,496	13.8%	
要介護 1	137	21.4%		16,036	21.0%		1,446,043	20.8%	
要介護 2	140	21.9%	39.9%	15,498	20.3%	34.5%	1,160,409	16.7%	29.9%
要介護 3	115	18.0%		10,861	14.2%		920,075	13.2%	
要介護 4	107	16.7%	29.9%	11,396	14.9%	25.9%	886,183	12.8%	21.3%
要介護 5	84	13.1%		8,386	11.0%		587,349	8.5%	
計	639	100%		76,509	100%		6,944,377	100%	

『介護保険事業状況報告月報』

要介護(要支援)認定者は、令和4年度638人、令和5年度657人で、計画値を下回って推移し、第1号被保険者数が増加しているため、認定率は低下しています。

令和6年度からは、要介護認定者は年間20人程度ずつ増加していく見込みで、令和8年度は要介護(要支援)認定者が704人で認定率15.1%、令和32年度は要介護(要支援)認定者が911人で認定率21.6%と推計しました。

◆被保険者数と要介護認定者数の推移と推計◆

	被保険者数(人)		要介護（要支援）認定者数（人）										認定率
			計	要支援			要介護						
				小計	1	2	小計	1	2	3	4	5	
2年度	第1号	4,293	588	40	12	28	548	132	142	100	93	81	14.3%
	第2号	4,731	26	3	0	3	23	1	8	4	6	4	
	合 計	9,024	614	43	12	31	571	133	150	104	99	85	
3年度	第1号	4,398	613	51	22	29	562	141	135	101	100	85	14.5%
	第2号	4,556	23	1	0	1	22	2	4	5	7	4	
	合 計	8,954	636	52	22	30	584	143	139	106	107	89	
4年度	第1号	4,464	616	47	21	26	569	134	147	107	99	82	14.3%
	第2号	4,467	22	0	0	0	22	3	5	4	5	5	
	合 計	8,931	638	47	21	26	591	137	152	111	104	87	
5年度	第1号	4,498	637	56	29	27	581	136	148	111	115	71	14.6%
	第2号	4,357	20	2	1	1	18	2	3	4	3	6	
	合 計	8,855	657	58	30	28	599	138	151	115	118	77	
6年度	第1号	4,573	650	55	27	28	595	138	150	113	124	70	14.6%
	第2号	4,252	19	2	1	1	17	2	3	4	3	5	
	合 計	8,825	669	57	28	29	612	140	153	117	127	75	
7年度	第1号	4,617	670	57	28	29	613	141	156	118	127	71	14.9%
	第2号	4,173	19	2	1	1	17	2	3	4	3	5	
	合 計	8,790	689	59	29	30	630	143	159	122	130	76	
8年度	第1号	4,672	685	60	29	31	625	145	157	120	129	74	15.1%
	第2号	4,060	19	2	1	1	17	2	3	4	3	5	
	合 計	8,732	704	62	30	32	642	147	160	124	132	79	

※認定率＝要介護(要支援)認定者数(第2号被保険者を含める)÷第1号被保険者数

(令和5年度までは各年度9月末現在値、令和6年度以降は9月末推計値)

	被保険者数(人)		要介護（要支援）認定者数（人）										認定率
			計	要支援			要介護						
				小計	1	2	小計	1	2	3	4	5	
12年度	第1号	4,791	748	61	30	31	687	160	170	135	143	79	16.0%
	第2号	3,757	19	2	1	1	17	2	3	4	3	5	
	合 計	8,548	767	63	31	32	704	162	173	139	146	84	
17年度	第1号	4,880	842	68	33	35	774	185	190	149	161	89	17.6%
	第2号	3,283	16	2	1	1	14	2	3	3	2	4	
	合 計	8,163	858	70	34	36	788	187	193	152	163	93	
22年度	第1号	4,784	909	71	36	35	838	202	205	161	174	96	19.3%
	第2号	2,884	14	2	1	1	12	1	2	3	2	4	
	合 計	7,668	923	73	37	36	850	203	207	164	176	100	
27年度	第1号	4,513	902	72	35	37	830	199	196	163	175	97	20.3%
	第2号	2,575	12	2	1	1	10	1	2	2	1	4	
	合 計	7,088	914	74	36	38	840	200	198	165	176	101	
32年度	第1号	4,210	902	70	33	37	832	198	194	167	175	98	21.6%
	第2号	2,171	9	0	0	0	9	1	2	2	1	3	
	合 計	6,381	911	70	33	37	841	199	196	169	176	101	

（各年度9月末推計値）



第3章 計画の基本方針

1 基本理念

全ての高齢者が、健やかで生きがいを持ち、安心して生活を送れるような町となることを目指して、本計画において次の基本理念を掲げます。

「心と心のふれあうまち」

～ともに生き支え合う^{けんこうちようじゅ}健幸長寿^{*}のまちづくり～

高齢化や人口減少が進む中、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指し、誰もが「ここに暮らしてよかった」と思えるような、ふれあいと支え合いのあるまちづくりを推進していきます。

※「^{けんこうちようじゅ}健幸長寿」とは、身体面の健康だけではなく、高齢者が生きがいや幸福感を感じながら、末永く豊かで安全に生活を送れることと定義します。

2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の基本目標を掲げ、高齢者保健福祉及び介護保険にかかる施策・事業の総合的な推進を図ります。

《基本目標》

- (1) 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築
- (2) 生きがいづくりと介護予防の推進
- (3) 介護サービスの充実と適正化事業の推進
- (4) 災害・感染症対策に係る体制整備

3 重点施策

(1) 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築

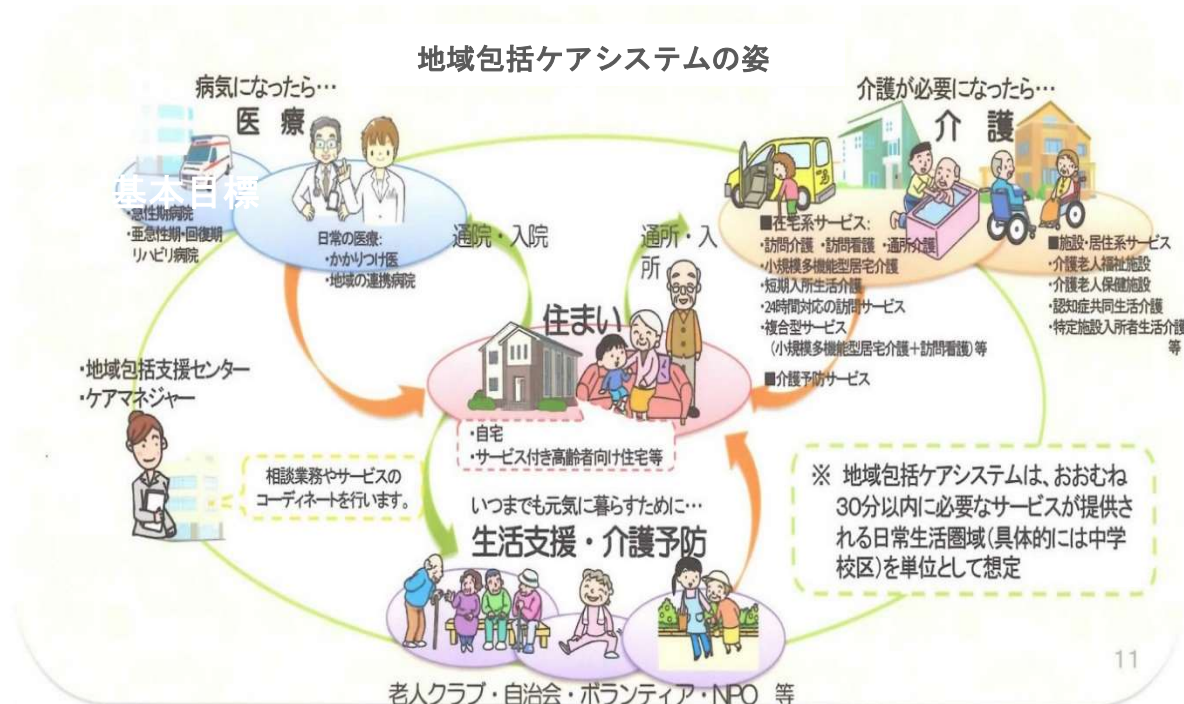
令和 22 年（2040 年）に向けて高齢化率の上昇が見込まれておりますが、高齢者の多くは、生活の場を変えることなく、要介護状態になっても自分が住み慣れた地域（日常生活圏域）での生活を続けたいと思っています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、家族構成について「夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 37.3%、「1 人暮らし」が 17.5%と前回調査より割合が増加しています。

青森県では、買い物、食事、住まい、移動といった生活機能や地域づくりの視点を加え、県民の誰もが、地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる「青森県型地域共生社会」の実現に取り組んでおり、本町においても県の取組と連動し、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムを推進していきます。

また、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正社会福祉法」という。）が令和 2 年 6 月 12 日に公布され、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割を持ち、お互いが存在を認め合い、支え合うことでその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

地域共生社会の実現に向けて、町の関係課や関係団体、事業所等の多職種が連携する体制を整備するとともに、計画の立案及び推進に当たっては問題意識を共有し、協力して必要な施策に取り組んでいきます。



① 地域包括支援センターの機能強化

高齢者の医療、介護、福祉に関するニーズの増加、多様化に対応するため、職員の資質向上を図り、業務内容等について引き続き周知していきます。

また、必要な人が成年後見制度等を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していきます。

② 地域ケア会議の充実

個別事例（高齢者虐待等含む。）について課題分析・他職種連携を行い、適切なサービスにつながっていない高齢者の支援や高齢者個人に対する支援の充実を図るための会議を開催するとともに、地域課題については、地域ケア推進会議に諮っていきます。

③ 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても、自宅等で療養し続けられるよう、医療機関等の協力を得つつ、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、在宅医療・介護サービス等の情報共有等様々な局面で連携を図ることのできる体制の整備に取り組みます。

④ 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱（令和元年）に沿って、認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、総合的かつ継続的な支援体制を推進します。

⑤ 生活支援サービスの基盤整備の推進

生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーターの配置を通じて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を行い、生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。

⑥ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者の住まいを確保するため、県や関係部局と連携しながら、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホームや軽費老人ホームの活用を検討します。

(2) 生きがいづくりと介護予防の推進

高齢者が生涯にわたり心身ともに健康で自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごせることが重要です。

令和5年1月に町介護福祉課が実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、「認知機能の低下」(46.7%)が最も多く、次いで「うつ傾向」(38.6%)、「閉じこもり傾向」(24.8%)、「口腔機能の低下」(23.2%)、「運動器の機能低下」(9.3%)、「低栄養の傾向」(0.7%)となっています。

介護・介助が必要になった主な原因をみると、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」(25.2%)が最も高く、次いで「糖尿病」(20.2%)、「骨折・転倒」(16.8%)となっています。

また、「趣味がある」と答えた人は64.2%、「生きがいがある」と答えた人は51.7%、地域活動等へ既に参加している人は3.7%のみで、参加希望がある高齢者(「ぜひ参加したい」「参加してもよい」)は48.6%となっています。

これらの結果を踏まえ、高齢者の自立支援・介護予防・重度化防止を推進するため、疾病や要介護状態に陥る危険要因についての情報の把握や評価を適切に行い、連続的で一貫性のある総合的な介護予防事業を企画し、高齢者が積極的に参加できる仕組みをつくります。また、高齢者が支えられる側だけではなく支える側にもなり、生きがいや役割をもって活躍できるようボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加を促す施策にも積極的に取り組みます。

① 自立支援・介護予防に関する普及啓発

加齢に伴う体力低下、低栄養、口腔機能低下や認知機能低下などのフレイル※(虚弱)予防について、健康教育、保健指導を行います。

※フレイルとは、加齢に伴い、心身の機能が低下した「虚弱」を意味する言葉で、要介護状態に至る前段階として位置付けられています。

② 介護予防把握事業の充実

地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会職員による実態把握訪問を行い、心身状態の確認や介護予防事業の案内等を行います。

③ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

ア. 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者及び事業対象者を対象に要介護状態等となることを予防するため、指定介護予防事業所、委託事業所のサービスを提供します。

＜事業＞訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスB)
通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスC)

イ. 一般介護予防事業

老人福祉センター及び地区集会所等を活用し、身近な場所で気軽に介護予防に取り組める教室やサロン等を開催します。

＜事業＞高齢者通いの場支援事業、ほのぼの交流会、ハート生き生き事業等

④ケアマネジメントの質の向上

自立支援・重度化防止に必要なケアマネジメント※を行い、適切な「居宅サービス計画」「施設サービス計画」「介護予防サービス計画」が作成できるよう支援します。

※ケアマネジメントとは、保健・医療・福祉の様々なサービスを必要とする方の状態に合わせ、適切なサービスが提供されるよう調整を図ることをいいます。

⑤リハビリテーション専門職等との連携

リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）が高齢者宅を訪問し、対象者の問題点や課題を分析し、助言を行います。また、介護予防事業の場を活用したり、訪問・通所リハビリテーション利用率の向上を目指します。

⑥老人クラブ活動の支援

高齢者が地域社会の中で孤立することなく、生きがいをもって充実した生活を送ることができるよう、会員増強運動に取り組み、活動を支援します。

⑦いきいきシルバーク事業の推進

高齢者の就業意欲の向上及び就業機会の創出を図るため、臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）の機会を提供し、活動拠点として社会福祉協議会の活用を促進します。

⑧生涯学習の推進

生きがい中央大学や各種セミナー等個人の学習活動を支援するほか、サークル等の学習活動の発表の場を提供します。

⑨公共交通機関の利用促進

町内には、JR 八戸線、路線バス、コミュニティバス、タクシーが運行しています。高齢者の外出機会を増やすため、時刻表等を分かりやすく周知します。

⑩高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

健康づくり部門と介護予防部門の保健師が連携し、医療・介護・健診情報の活用と地域課題の分析を行い、個別支援や集団指導を行います。

（３）介護サービスの充実と適正化事業の推進

介護保険制度の施行以来、サービスの充実とともに介護保険給付費は増加を続け、介護保険料や介護保険財政に大きく影響を与えています。一方で、介護保険給付が要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われているか、介護サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮されているか、事業者による不適正・不正なサービスはないか、などの観点から介護給付の適正化の更なる推進が必要です。

本町では、より介護保険サービスの充実を図るとともに、「介護保険事業に関する保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえ、第6期青森県介護給付適正化計画と整合性を有し、本計画と階上町介護給付適正化計画を一体的に策定し、主要3事業に取り組みます。

また、増大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い介護人材の安定的な確保と定着のため、国や青森県と連携、関係機関、事業所等と協力して、持続的な人材確保対策に取り組みます。

①効果的なサービス利用の推進

- ・状況に応じた多様なサービス提供の推進
- ・介護サービス全般に携わる者の連携推進
- ・苦情処理、相談体制の整備

②サービス事業者への指導充実

- ・地域密着型サービス事業所の実地指導、集団指導の実施

③介護給付適正化事業の推進（階上町介護給付適正化計画）

- ・要介護認定の適正化
- ・ケアプランの点検、住宅改修等の点検
- ・医療情報との突合・縦覧点検

④介護人材の定着・確保対策

- ・介護ロボットやICT機器の活用を推進
- ・町内外の各種研修（入門的研修等）や助成制度等のPR
- ・処遇改善加算取得の推進
- ・介護保険事業所連絡会における会員相互の情報交換、連絡調整
- ・介護職員初任者研修、実務者研修等の資格取得支援
- ・多様な人材（元気高齢者、外国人材等）による担い手確保
- ・出前講座や職場体験による介護の仕事の魅力発信

(4) 災害・感染症対策に係る体制整備

近年増加している想定外の自然災害や、感染症の拡大への対応は、自力での避難が困難であったり、感染リスクが高い高齢者にとって極めて大きな課題となっています。

平時からの災害への備えが重要であり、階上町地域防災計画、自主防災会防災計画等に沿って地震や水害等に対して高齢者の生活を支える施策に取り組むとともに、地域関係者・介護施設等連携体制を強化していきます。

また、高齢者等が感染症等に対し、正しい知識を持って予防策を実践できるよう働きかけるとともに、感染症発生時には、関係機関との連携・協力のもと、蔓延予防に努めます。

【災害への対策】

①災害時要配慮者の避難支援

- ・民生委員児童委員との連携協力による災害時要配慮者登録制度の周知、運用
- ・要配慮者管理システムによる台帳整備
- ・個別計画の作成と定期的訪問による更新
- ・災害時助け合いマップの作成
- ・自主防災組織との連携による見守り活動

②福祉避難所の整備

- ・福祉避難所マニュアルの策定及び周知
- ・協定締結施設の拡充
- ・備蓄物資・機材の選定や確保の方法を検討

③介護保険施設等の利用者の安全確保及びサービスの継続

- ・非常災害対策計画、避難確保計画の作成及び定期的な避難訓練支援
- ・業務継続計画（BCP）策定支援

【感染症への対策】

①感染症対策の啓発や情報発信

- ・広報、町ホームページへの掲載
- ・関係者、関係団体への健康教育

②介護保険施設等のクラスター感染対策

- ・利用者及びその家族や職員の健康管理
- ・マスク着用、手指消毒、換気等の徹底
- ・衛生、防護用品（マスク、ガウン、使い捨て手袋、消毒液等）の備蓄
- ・感染症発生時の情報連携体制の構築

4 日常生活圏域と地域包括支援センター

(1) 日常生活圏域の設定

～階上町全体で1つの日常生活圏域～

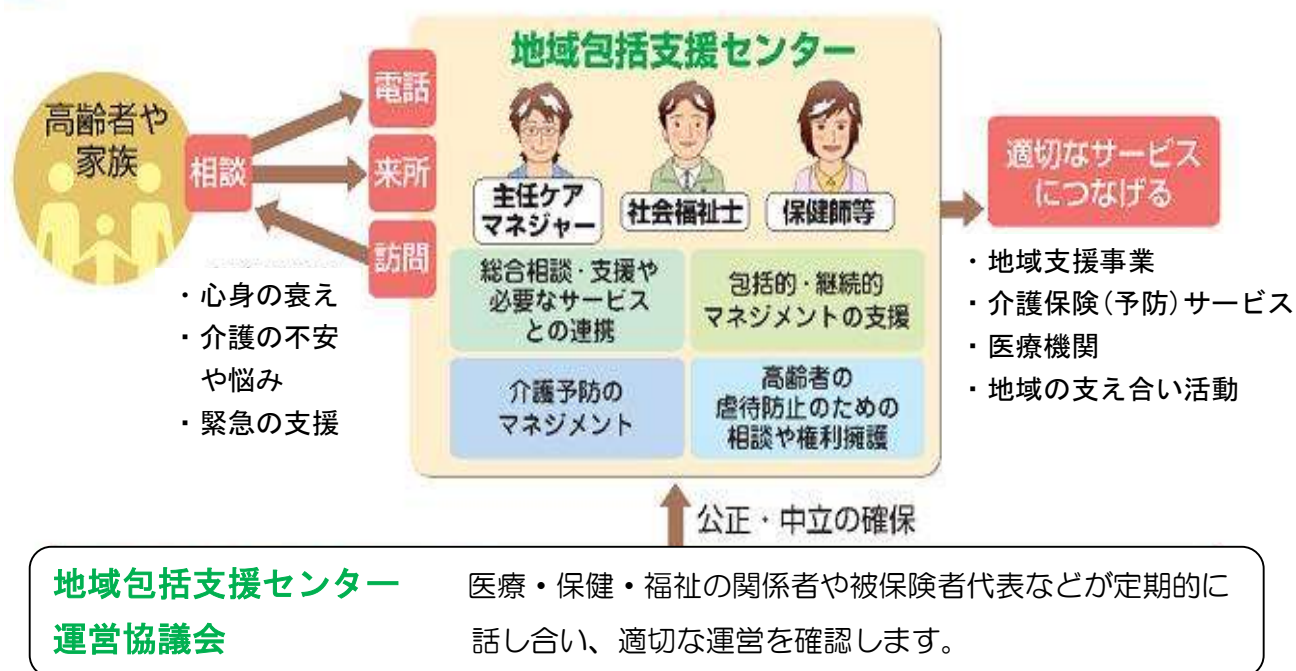
第3期介護保険事業計画から、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう日常生活圏域を設定し、その圏域ごとに必要な基盤整備をすることとなっており、町では地理的条件、人口、交通などの社会的条件、現在整備されている介護給付等対象サービスを提供する施設等の状況を総合的に考慮し、町全体を1つの日常生活圏域としています。第9期においても同様とします。

(2) 地域包括支援センター

平成18年4月から、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために、総合的な相談業務、介護予防、高齢者の生活支援を包括的・継続的に行う機関として、地域包括支援センターを町介護福祉課に設置しています。

地域包括支援センターは、公正、中立な立場から、高齢者が地域で生活していくための総合的な相談窓口であり、相談のほかに、その人にとって一番良い介護予防のサービスの調整（マネジメント）も行います。

■地域包括支援センターのイメージ

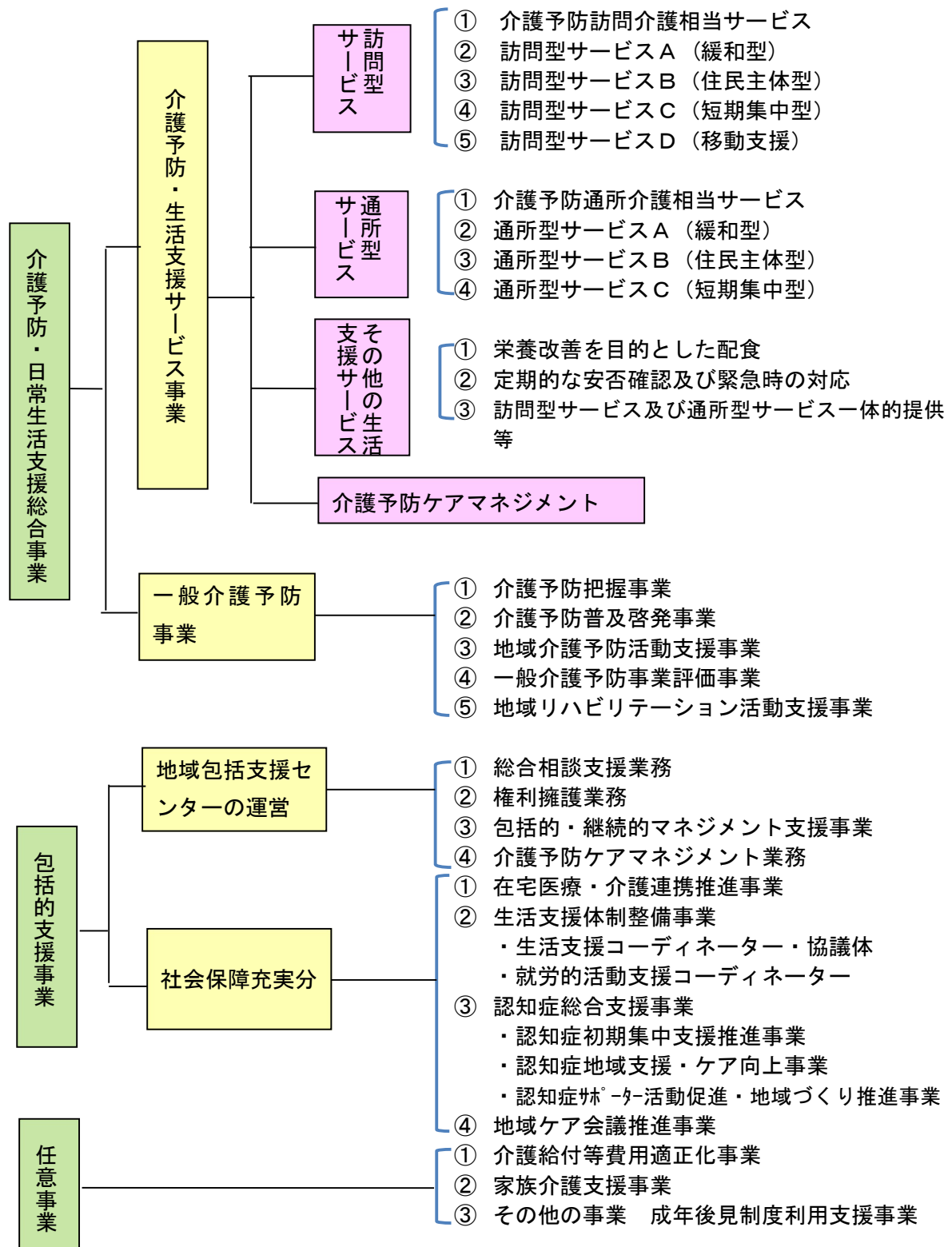


第4章 地域支援事業の展開

1 地域支援事業実施要綱による事業の体系

住み慣れたまちで、自分の力で活動的な生涯を送りたいという願いを現実のものとするために、要介護・要支援状態になる前から、個々の状況に応じた予防対策を図ること等を目的として行われる事業です。

【介護保険制度における地域支援事業】



2 介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス

ア 介護予防訪問介護相当サービス（ホームヘルプサービス）

従来の介護予防訪問介護に相当するサービスで、訪問介護員（ホームヘルパー）が、本人の暮らしに必要な活動を支援したり、生活環境を整えたりします。

		利用者数実績（R5 年度は見込）				利用者数目標		
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
事業対象者	週 1 回	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人	3 人	3 人
	週 2 回	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	週 3 回	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
要支援 1	週 1 回	5 人	4 人	5 人	4 人	4 人	5 人	5 人
	週 2 回	1 人	2 人	2 人	3 人	3 人	2 人	2 人
要支援 2	週 1 回	3 人	3 人	2 人	2 人	4 人	4 人	4 人
	週 2 回	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	2 人	2 人
	週 3 回	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計		11 人	11 人	12 人	11 人	14 人	16 人	16 人

（各年度＝3 月審査分）

イ 訪問型サービス B

高齢者サポートセンターの運営を委託し、支援を受けたい方（依頼会員）が生活介護支援サポーターにより必要な支援（病院や薬局等への同行、掃除、買い物、調理、ごみ出し等）を受けられるよう支援体制を構築します。

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護支援サポーター数	18 人	11 人	11 人	10 人	12 人	15 人	18 人
利用登録者数	12 世帯 14 人	7 世帯 9 人	6 世帯 7 人	8 世帯 10 人	12 世帯 15 人	15 世帯 19 人	18 世帯 23 人
利用者数	4 人	4 人	1 人	3 人	5 人	8 人	12 人
利用回数	135 回	172 回	9 回	36 回	60 回	96 回	144 回

② 通所型サービス

ア 介護予防通所介護相当サービス（デイサービス）

従来の介護予防通所介護に相当するサービスで、通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事・入浴などの基本的サービスや生活行為向上のための支援、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

		利用者数実績（R5 年度は見込）				利用者数目標		
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
事業対象者	週 1 回	9 人	3 人	2 人	1 人	3 人	5 人	6 人
	週 2 回	12 人	9 人	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
要支援 1	週 1 回	8 人	6 人	9 人	4 人	5 人	7 人	9 人
要支援 2	週 1 回	1 人	3 人	2 人	3 人	4 人	6 人	6 人
	週 2 回	14 人	10 人	11 人	9 人	9 人	9 人	9 人
計		44 人	31 人	31 人	24 人	28 人	34 人	37 人

（各年度＝3 月審査分）

イ 通所型サービス C 事業（わんつか元気教室）

事業対象者に対し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上プログラムを組み合わせ、3 か月間（週 1 回）を 1 クールとして実施しています。運動機能、身体状況の評価を行い、高齢者が主体的に運動習慣を継続できるよう専門職と連携しながら支援しています。

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
実施回数	48 回	24 回	24 回	24 回	24 回	24 回	24 回
参加実人数	74 人	51 人	41 人	53 人	50 人	50 人	50 人
参加延人数	764 人	529 人	402 人	636 人	550 人	550 人	550 人
75 歳以上人口 に対する参加率	3.76%	2.56%	1.99%	2.50%	2.13%	1.94%	1.88%

③ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

利用者の現状を把握して、アセスメントをし、自立支援・重症化予防の視点からケアプランを作成します。

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用者 実人数	73 人	72 人	65 人	53 人	66 人	72 人	75 人
利用者 のべ人数	654 人	602 人	542 人	520 人	580 人	630 人	660 人

（２）一般介護予防事業

65歳以上の全ての方を対象とし、市町村の事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場等を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的としています。

① 介護予防把握事業

地域包括支援センターが在宅介護支援センターと連携し、基本チェックリスト等の調査票の活用による高齢者の訪問を行っています。個々の身体状態、精神状態、医療や家族状況を情報収集することで、早期に支援を要する人を把握し、介護予防事業の利用等、高齢者の健康課題の解決に向けた支援を行います。この他、後期高齢者保健事業と連携し、健康状態不明者（医療機関未受診者）等の把握を行っています。

	実績（R5年度は見込）				目標		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実態把握訪問者数	193人	150人	141人	195人	200人	200人	210人

② 介護予防普及啓発事業

ア ハート生き生き事業

ハートフルプラザ・はしかみにおいて週2回（月・木曜日）入浴・健康相談を実施するとともに、介護予防体操や趣味講座（舞踊、手芸、裂織等）を実施しています。

	実績（R5年度は見込）				目標		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施回数	75回	88回	91回	91回	90回	90回	90回
参加実人数	54人 (内新規5人)	72人 (内新規10人)	73人 (内新規15人)	67人	75人	75人	75人
参加延人数	1,213人	2,846人	3,179人	3,100人	3,150人	3,150人	3,150人
一日あたりの平均利用者数	16.2人	32.3人	34.9人	34.2人	35人	35人	35人

③ 地域介護予防活動支援事業

《ほのぼの交流会開催事業》

◎ほのぼの交流会

ほのぼの交流協力員が企画・運営を行い、地域の集会施設で高齢者を対象に交流会を開催し、健康状態の把握や閉じこもりの防止に取り組んでいます。

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
開催回数	54 回	50 回	91 回	99 回	100 回	100 回	100 回
参加延人数	1,023 人	938 人	1,834 人	1,980 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人

◎ほのぼのサロン

階上町社会福祉協議会が企画・運営を行い、地域の交流促進や介護予防活動を行っています。各会場週 1 回 2 か月程度開催しています。

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
会場数	8 会場	7 会場	8 会場	8 会場	8 会場	8 会場	8 会場
開催回数	29 回	27 回	33 回	33 回	40 回	40 回	40 回
参加延人数	326 人	420 人	404 人	410 人	480 人	490 人	500 人

《介護予防ボランティア育成研修会》

ほのぼの交流協力員や、健康推進員、ボランティアに興味がある一般町民を対象に、研修会の開催や、出前講座として血压測定や健康講話等を行っています。

《高齢者通いの場支援事業》

高齢者の社会的孤立の解消、心身の健康保持を目的に、集会所等の地域の身近な場所で主体的・継続的に介護予防活動を実施する団体に対して、活動費の補助や運営支援を行っています。

さらに、参加者が、生活習慣病の重症化や要介護状態の予防のため、後期高齢者保健事業と連携し、健康チェックやフレイルチェックを行っています。

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
補助団体数	7 団体	7 団体	7 団体	7 団体	7 団体	8 団体	8 団体
開催回数	340 回	276 回	372 回	395 回	400 回	448 回	448 回
65 歳以上者 参加延人数	4,663 人	5,076 人	5,371 人	5,688 人	5,760 人	6,450 人	6,450 人

④ 一般介護予防事業評価事業

《介護予防・日常生活圏域ニーズ調査》

※調査結果詳細については、付録に掲載

＜調査対象者＞ 令和4年12月1日現在、階上町に居住する66歳以上81歳以下の者(要支援・要介護認定者を除く。)2,988人

＜調査方法＞ 令和5年1月5日～1月26日 郵送による悉皆調査

＜回収数(率)＞ 1,994人(66.7%)



3 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの運営

① 総合相談支援業務

高齢者の心身、生活の状況を把握するとともに、専門的かつ総合的に相談を受け付け、保健・医療・福祉・権利擁護等に関する支援を行います。また、身近な相談窓口としてランチ型総合相談窓口を町内2事業所に委託し、地域包括支援センターと連携を図りながら支援しています。

【総合相談地域包括支援センター分】

		実績（R5年度は見込）				目標		
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
電話による相談		213件	225件	245件	410件	450件	480件	500件
来所による相談		239件	245件	296件	320件	350件	370件	390件
家庭訪問		67件	39件	67件	200件	220件	230件	240件
介護保険に関する調査訪問		201件 (新規145件)	242件 (新規158件)	187件 (新規149件)	190件 (新規160件)	210件 (新規180件)	220件 (新規185件)	230件 (新規190件)
関係者 連絡	医療機関	113回	101回	147回	130件	140件	150件	160件
	医療機関以外	234回	175回	212回	400件	440件	470件	490件

【総合相談ランチ型総合相談窓口事業】

		実績（R5年度は見込）				目標		
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
社会福祉協議会	来所	31件	19件	32件	48件	48件	48件	48件
見心園在宅介護支援センター	電話・来所・訪問	40件	26件	16件	20件	25件	30件	40件

② 権利擁護業務

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるように、専門的・継続的な観点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定による市町村計画を内包します。

ア 成年後見制度の普及啓発

成年後見制度をはじめとする権利擁護制度について、成年後見制度ハンドブックの配布やホームページへの掲載、出前講座（各種団体講座）の実施等に取り組み、普及啓発を図ります。

イ 成年後見制度等の利用促進

身寄りが無い、経済的に困難等の理由により成年後見等開始の審判の申立てが見込めない高齢者や親族があっても申立てを行う意思がない場合で成年後見制度の利用が必要な高齢者に対しては、町長申し立て、報酬の助成を行うなど、迅速かつ円滑な利用を促進していきます。

また、認知症、障害等により判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かり等を行う日常生活自立支援制度の活用も支援していきます。

ウ 市民後見人の育成・推進

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者や単身世帯の高齢者が増加し、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職後見人の不足が見込まれることから、後見人の新たな担い手として期待される市民後見人や法人後見人の活動を支援する必要があります。

八戸圏域連携中枢都市圏事業（成年後見制度利用促進事業）において、市民後見人養成研修や市民後見人フォローアップ研修等を開催していきます。また、養成された市民後見人が適正かつ安定的に活動できるよう、名簿登録や市町村間の登録者情報の共有、活動保険加入等を行っていきます。

エ 地域連携ネットワークづくりの推進

権利擁護支援・成年後見制度利用促進に向けて、八戸圏域成年後見センターと連携し地域連携ネットワークを構築し、広報機能、相談機能、成年後見利用促進機能、後見人支援機能を充実させ、適切に必要な支援につなげるとともに、地域連携ネットワークづくりを推進していきます。

オ 高齢者虐待防止対策の推進

虐待の事例を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」に基づき、速やかに事例に即した適切な対応を図ります。

これまでの対策に、「養護者」に該当しない者や介護施設従事者からの虐待、特定施設（サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等）における虐待等を加え、PDCAサイクルを活用した体制整備と関係機関との連携による支援体制の強化を図ります。

【権利擁護及び成年後見制度等の相談】

	実績（R5年度は見込）				目標		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
権利擁護（消費者被害、成年後見制度等）に関する事	0件	4件	2件	6件	8件	8件	8件
高齢者虐待に関する事	5件	3件	8件	8件	8件	8件	8件

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。また、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど、介護支援専門員のネットワークを構築しています。

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
介護支援専門員からの 相談	22 回	39 回	24 回	40 回	50 回	50 回	50 回

(2) 社会保障充実分

① 在宅医療・介護連携推進事業

住み慣れた地域での生活をできるだけ長く継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、認知症への対応、急変時の対応、看取り等、様々な場面で医療と介護が連携するための取組を推進します。終末期や看取りについては、可能な限り、本人の希望する場所で苦痛なく最期の生活が送れるよう取り組みます。

ア 地域の医療・介護資源の把握

「はちのへ圏域医療・介護連携マップ」をホームページ上に掲載し、医療・介護関係者や地域住民に情報を提供します。

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

医療・介護関係者による協議を行い、在宅医療・介護連携の現状を把握し、対応方法を検討します。

ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

在宅医療と介護が途切れることなく、一体的に提供される体制の構築を目指します。

エ 医療・介護関係者の情報共有の支援

三戸地方保健所管内で、共通の「入退院調整ルール」を活用し、医療・介護関係者の情報共有を支援します。

オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域包括支援センターに設置し、相談を随時受付ける体制を構築しています。

カ 医療・介護関係者の研修

医療と介護の円滑な連携を目指し、より専門的な知識、技術を習得できるよう、医療・介護関係者に対し、八戸圏域連携中枢都市圏や各専門職団体等が開催するオンライン研修、集合型研修等の情報を提供していきます。

キ 地域住民への普及・啓発

パンフレット等を使用し、普及・啓発しています。

② 認知症総合支援事業

《認知症施策推進大綱》

令和元年6月に認知症施策推進閣僚会議において取りまとめられた「認知症施策推進大綱」では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪として施策を推進することとされています。

	認知症施策推進大綱の5つの柱
1	普及啓発・本人発信支援
2	予防
3	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5	研究開発・産業促進・国際展開

ア 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられる体制を構築するために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。

支援チームの専門医は精神科病院の医師に委嘱し、専門職として地域包括支援センター職員等で対応しています。認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師等の指導の下、自立生活のサポートを行っています。

	実績（R5年度は見込）				目標		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
初期集中支援チーム員会議回数	0回	0回	0回	1回	2回	2回	2回
初期集中支援対象者数(実人数)	0回	0回	0人	1人	2人	2人	2人
初期集中支援チーム検討委員会回数	0回	0回	0回	1回	2回	2回	2回

イ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、全ての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要です。

《認知症地域支援推進員の配置》

地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の人とその家族を支援するための相談支援等を行い、医療・介護、地域との連携づくりを行います。

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
設置人数	2 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人

《認知症ケアパスの作成・普及》

本町では、平成 29 年度に認知症ケアパスを作成し、令和元年度に内容の見直しをしています。今後も更新をしながら、普及啓発をしていきます。

《階上町在宅介護者の会》

町社会福祉協議会とともに「階上町在宅介護者の会」の活動支援を行っています。

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
交流会実施回数	2 回	2 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
参加延人数	32 人	29 人	64 人	50 人	50 人	50 人	50 人

《認知症カフェ（はあとカフェ）》

ハート生き生き事業内に認知症の人やその家族、地域の方、支援者が身近な場所で気軽に集うことができる場として、はあとカフェ（認知症カフェ）を開設しています。認知症サポーターステップアップ講座を受講したチームオレンジが、カフェボランティアとして従事しています。

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
実施回数	75 回	88 回	91 回	91 回	90 回	90 回	90 回
参加延人数	1,213 人	2,846 人	3,179 人	3,100 人	3,150 人	3,150 人	3,150 人

《あんしんカード事業》（圏域連携事業）

認知症等が原因で徘徊して自宅に戻る事ができない高齢者等を登録し、警察署等と情報を共有し、速やかな保護を図ることを目的に「階上町あんしんカード事業」を実施しています。

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
年度内新規登録者数	2 人	1 人	3 人	2 人	3 人	4 人	5 人
年度内登録解除者数	1 人	3 人	1 人	2 人	3 人	3 人	4 人
年度末登録者数	19 人	17 人	19 人	19 人	19 人	20 人	21 人

《若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備》

若年性認知症の特徴として、就労や生活費等の経済的問題が大きいことから、雇用の継続や障害福祉サービスである就労継続支援事業の利用、障害者手帳の取得や障害年金の受給など様々な制度にわたる支援が総合的に受けられるよう、関係機関や障害福祉担当等と連携を図ります。

ウ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

キャラバン・メイトと連携し、認知症サポーター養成講座を開催しています。

《認知症サポーター養成講座の開催》

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
キャラバン・メイト 養成研修修了者	4 人	中止	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人
サポーター養成講座 開催回数	3 回	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
サポーター養成者数	21 人	5 人	19 人	17 人	18 人	18 人	18 人

③ 生活支援体制整備事業

《生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターの配置及び協議体の設置》

地域包括支援センター、町社会福祉協議会、在宅介護支援センターにコーディネーターを配置し、生活支援のニーズ把握や地域資源とのマッチング、ボランティア等の担い手の確保等の活動を行っています。

《協議体の実施》

生活支援コーディネーターが中心となり、協議体を設置し、生活支援サービスの拡充、周知に努めています。

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

《ほのぼの交流協力員設置事業（社協委託）》

地域住民が主体となり、互いに見守り支え合う体制をつくり、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活していけるような地域社会づくりを目的としています。近年、ボランティア数が減ってきているので、養成研修会等の受講を通じて、町民の意識を高め協力を依頼していきます。

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ほのぼの協力員、ネット協力員、他	153 人	158 人	156 人	145 人	145 人	150 人	150 人

④ 地域ケア会議推進事業

地域包括ケアの総合的な調整や提言を行う推進会議（代表者レベル会議）と現場レベルでの連携強化及びサービスの質的向上を図る個別会議（実務者レベル会議）を行っています。

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
地域ケア個別会議	延 8 回	延 7 回	延 7 回	延 10 回	延 10 回	延 10 回	延 10 回
地域ケア推進会議	4 回	2 回	2 回	4 回	2 回	2 回	4 回

4 任意事業

① 介護給付適正化計画の推進

介護保険法第117条第2項第3号及び第4号の規定により、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すとともに、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的としています。

	実績（R5年度は見込）				目標		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
要介護認定の適正化	全件 308件	全件 487件	全件 477件	全件	全件	全件	全件
ケアプランの点検	49件	41件	64件	40件	40件	40件	40件
住宅改修等の点検	42件	39件	47件	50件	50件	50件	50件
医療情報との突合・縦覧点検	156件	97件	114件	150件	150件	150件	150件
介護給付費通知	年1回 556件	年1回 549件	年1回 564件	年1回 600件			

ア 要介護認定の適正化

【現状と課題】

新規認定調査については全て町職員が実施しています。指定居宅介護支援事業所に委託して行う認定調査についても、全ての調査内容を確認し、必要に応じて照会や指導を行っています。

【今後の取組】

これまでどおり調査票の全件チェックを行うとともに、調査員の能力向上と調査員ごとの判断基準の平準化を図るため、認定調査員向けeラーニングシステムの活用を推奨していきます。また、一次判定の偏りや変更率を検証し、効果的な認定調査票の確認や認定調査員全体のスキルアップに向けた取組が必要です。

イ ケアプランの点検

【現状と課題】

国保連合会介護給付費適正化システム等を活用し、ケースを抽出し、点検をしています。

【今後の取組】

引き続き介護給付費適正化システムを利用したケアプランチェックを行います。また、効果的な点検となるよう対象事業者の絞り込み方法を毎年度検討し、介護支援専門員の気付きを促すとともに、自立支援に資するケアマネジメントの視点があるか、請求結果との整合性を検証します。

ウ 住宅改修等の点検

【現状と課題】

住宅改修については、施工前に理由書、見積書及び現場写真等により工事の必要性の確認を行い、

施工後に書類審査を全件数行っているほか、福祉用具購入についても、事前に介護支援専門員の意見を伺い、可否の判断をしています。また、必要に応じてケアマネジメントに基づいた内容で、どのように活用されているか訪問調査を行っています。

福祉用具貸与については、国保連合会介護給付費適正化システム等を活用し軽度者の利用等を確認しています。

【今後の取組】

引き続き、住宅改修着工前の確認及び工事完了後の検査を行い、福祉用具の必要性や利用状況を確認するための訪問調査を行い、給付の適正化を図っていきます。

エ 縦覧点検・医療情報との突合

【現状と課題】

縦覧点検業務（算定期間回数制限チェック、単独請求明細書における算定期間回数制限チェック、重複請求縦覧チェック、居宅介護支援請求におけるサービス実施状況チェック、入退所を繰り返す受給者チェック等）や介護と医療の重複支給の可能性があるデータの抽出等を国保連合会に委託し、整合性について確認を行い、事業所へ疑義内容の照会を行っています。また、請求誤りの場合は過誤申立等を行うようにし、介護給付の適正化を図っています。

【今後の取組】

引き続き、点検業務の一部を国保連合会に委託することにより効果的に点検を行います。また、国保連合会より給付実績をもとに提供される縦覧点検帳票を積極的に活用し、点検項目の拡充を図るとともに、事業所へ周知することで請求誤りの防止に努めます。

② 家族介護継続支援事業

《家族介護用品（紙おむつ）の支給》

世帯の課税状況を問わず、要介護4・5の在宅要介護者に、月額6,250円を限度に紙おむつ、尿とりパットを支給していましたが、国の要綱改正により町の要綱も改正し、5年間の経過措置を設け、令和6年3月31日をもって事業終了となります。

	実績（R5年度は見込）				目標		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
支給実人数	29人	10人	5人	3人	事業終了		
支給額	1,166,877円	528,687円	310,770円	222,912円			

《家族介護者交流事業》

高齢者を介護している家族等に対し、介護者教室や介護者交流事業等を実施することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者が在宅生活を継続できることを目的としています。

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
実施回数	2 回	2 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
参加延人数	32 人	29 人	64 人	50 人	50 人	50 人	50 人

《家族介護慰労事業》

在宅の要介護 4・5 の高齢者を常時介護し、過去 1 年間介護保険サービスを利用していない町民税非課税世帯の方に、年間 10 万円の家族介護慰労金を支給し、介護者の慰労を図っています。しかし、ほとんどの方が何らかの介護サービスを受けていることから、これまで支給実績はありません。

③ 成年後見制度利用支援事業（八戸圏域連携中枢都市圏事業）

本計画 27～28 ページに記載した成年後見制度の利用促進を図るために、市民後見人の養成や研修会の開催により普及啓発を図ります。成年後見制度の利用を促進することで、判断能力が低下した人の虐待や消費者被害の未然防止が図られます。また、市民後見人の養成により、圏域全体の福祉向上が期待されます。

【市民後見人】

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
階上町民研修受講者	—	—	0 人	—	—	1 人	—
階上町民の市民後見人となる登録をしている人	3 人	8 人	5 人	5 人	3 人	4 人	4 人

【成年後見制度利用支援事業】

	実績（R5 年度は見込）				目標		
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
制度利用者数	0 人	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人

5 地域支援事業費の推移（実績）

事業名		2 年度決算額	3 年度決算額	4 年度決算額
1	介護予防・日常生活支援総合事業			
	(1) 訪問型サービス(第1号訪問事業)	1,224,677	1,592,492	1,572,956
	ア 訪問介護相当サービス	972,137	1,343,192	1,457,536
	イ 訪問型サービス A(緩和した基準によるサービス)	0	0	0
	ウ 訪問型サービス B(住民主体による支援)	252,540	249,300	115,420
	エ 訪問型サービス C(短期集中予防サービス)	0	0	0
	オ 訪問型サービス D(移動支援)	0	0	0
	(2) 通所型サービス(第1号通所事業)	19,595,704	15,027,152	12,810,688
	ア 通所介護相当サービス	14,790,547	12,350,709	10,123,768
	イ 通所型サービス A(緩和した基準によるサービス)	0	0	0
	ウ 通所型サービス B(住民主体による支援)	0	0	0
	エ 通所型サービス C(短期集中予防サービス)	4,805,157	2,676,443	2,686,920
	(3) その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)	0	0	0
	ア 栄養改善を目的とした配食	0	0	0
	イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応	0	0	0
	ウ 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0
	(4) 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	762,320	731,610	822,120
	(5) 審査支払手数料	40,541	37,630	32,802
	(6) 高額介護予防サービス費相当事業等	40,745	84,345	6,504
	(7) 一般介護予防事業	6,178,729	6,494,211	9,936,405
	ア 介護予防把握事業	0	0	0
	イ 介護予防普及啓発事業	2,398,803	2,706,342	2,830,626
	ウ 地域介護予防活動支援事業	3,779,926	3,787,869	4,007,079
	エ 一般介護予防事業評価事業	0	0	3,098,700
	オ 地域リハビリテーション活動支援事業	0	0	0
小計		27,842,716	23,967,440	25,181,475
2	包括的支援事業(包括支援センターの運営)及び任意事業			
	(1) 包括的支援事業(包括支援センターの運営)	16,332,058	16,311,871	17,045,336
	(2) 任意事業	1,318,863	958,609	520,551
	ア 介護給付等費用適正化事業	77,500	77,500	79,700
	イ 家族介護支援事業	1,235,913	601,109	414,770
	ウ その他事業			
	(ア)成年後見制度利用支援事業	5,450	280,000	0
	(イ)福祉用具・住宅改修支援事業	0	0	0
	(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	0	0	0
	(エ)認知症サポーター等養成事業	0	0	26,081
	(オ)重度 ALS 患者の入院におけるコミュニケーション支援事業	0	0	0
	(カ)地域自立生活支援事業	0	0	0
小計		17,650,921	17,270,480	17,565,887
3	包括的支援事業(社会保障充実分)			
	(1) 在宅医療・介護連携推進事業	0	0	0
	(2) 生活支援体制整備事業	3,498,731	4,760,250	4,857,454
	(3) 認知症初期集中支援推進事業	0	33,820	0
	(4) 認知症地域支援・ケア向上事業	721,363	816,758	970,198
	(5) 地域ケア会議推進事業	0	0	0
小計		4,220,094	5,610,828	5,827,652
合計		49,713,731	46,848,748	48,575,014

6 地域支援事業費の見込

(単位：円)

事業名	総事業費		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域支援事業費	57,886,000	57,886,000	57,886,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	32,126,000	32,126,000	32,126,000
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	19,464,000	19,464,000	19,464,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	6,296,000	6,296,000	6,296,000



第5章 高齢者福祉事業の展開

1 福祉事業

① 緊急通報体制等整備事業

在宅のひとり暮らし、高齢者世帯等に対して、緊急通報装置の利用を推進しています。

住み慣れた地域社会の中で、不安や孤独感を解消し、急病や災害などの不慮の事態に対処できるように整備を進めています。

	実績（R5年度は見込）			
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間利用実人数	14人	16人	14人	17人
緊急発報数	2件	1件	2件	2件
相談通報数	0件	0件	1件	2件
その他通報（電池切れ等）	4件	3件	7件	2件
新規設置台数	3台	3台	2台	3台

携帯電話等の普及、近隣のつながりの希薄化により利用人数が減少傾向ですが、在宅で安心して生活をするために重要なサービスであるため、今後も普及啓発に努め、利用人数を増やしていきます。

② 老人クラブ等の育成・支援

地域活動の活性化、地域の仲間づくりのために、新たな加入者のニーズに合った活動メニューを展開し、老人クラブ会員の加入を促進し、60代以上が加入しやすい環境づくりを支援しています。

また、高齢者自らが活動する老人クラブに対して助成し、地域の高齢者がいきいきと活動できるよう支援しています。

【単位老人クラブ会員数】

（単位：人）

	R2年度			R3年度			R4年度			R5年度		
クラブ名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
石鉢	22	34	56	20	32	52	21	31	52	23	32	55
金山沢	15	13	28	13	12	25	12	13	25	12	13	25
田代	10	11	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—
登切	9	13	22	7	9	16	7	9	16	9	8	17
鳥屋部	7	18	25	7	13	20	7	12	19	7	11	18
赤保内	22	41	63	21	33	54	18	28	46	18	36	54
道仏	17	16	33	16	18	34	16	17	33	16	16	32
小舟渡	5	15	20	5	18	23	3	19	22	3	19	22
計	107	161	268	89	135	224	84	129	213	88	135	223

③ 敬老祝金支給事業

長寿の高齢者に対して敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに社会に貢献した功績をたたえ、その労をねぎらっています。

	実績（R5 年度は見込）			
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
100 歳	4 人	6 人	4 人	7 人
88 歳	73 人	71 人	85 人	87 人

④ 寿賀者伝達表彰

当該年度に百歳を迎える方、及び夫婦のどちらか一方が 88 歳に到達し、ともに満 88 歳以上となる夫婦が、国及び青森県から表彰されます。

	実績			
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
100 歳内閣総理大臣表彰・県知事顕彰状	4 人	6 人	4 人	7 人
88 歳夫婦県知事顕彰状	11 組	8 組	13 組	12 組

⑤ 地区敬老会助成事業

多年にわたり社会の進展に寄与し豊富な知識と経験を有する高齢者に対し、感謝と敬愛を表し長寿を祝うため、敬老会を開催する階上町内の行政区等（町内会）に助成を行っています。当該年度 9 月 1 日現在 75 歳以上となる方を対象としました。

令和 2 年度から令和 4 年度までは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地区敬老会の開催は中止し、対象者への記念品等配布を実施しました。

令和 5 年度は、町社会福祉協議会が主催となり、寿賀者を対象とした青森県知事顕彰伝達式並びに階上町敬老祝金贈呈式（令和 5 年 9 月 17 日（日）、ハートフルプラザ・はしかみ）を開催し、39 名（寿賀者 112 名、出席率 34.8%）が出席しました。

	実績			
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
対象者数（記念品等配布数）	1,966 人	1,980 人	2,059 人	2,151 人

⑥ 生きがい中央大学

生涯学習の理念のもとに教育委員会で生きがい中央大学を開設し、高齢者の学習活動を推進することにより老後の生きがいの増進を図っています。

	実績（R5 年度は見込）			
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
参加実人数	18 人	21 人	28 人	31 人
参加延人数	109 人	132 人	211 人	194 人
実施回数	8 回	10 回	10 回	8 回

⑦ 給食サービス事業

町社会福祉協議会の事業として、水曜日・金曜日の週2回、ボランティアによるお弁当の配達を行い、同時に利用者の安否確認もしています。一人暮らし高齢者等を対象にしていますが、利用者は横ばいです。最近は民間業者の弁当配達を利用されている方もいます。

	実績（R5年度は見込）			
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間利用実人数	12人	18人	12人	8人
延人数	738人	805人	597人	438人
配食実施回数	100回	100回	102回	100回

2 高齢者の住まい

所管している青森県と情報連携をしながら、整備していきます。

① 養護老人ホーム

養護老人ホームは、おおむね65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な方が入所できる施設です。町内にはなく、八戸市に1か所あります。

② 軽費老人ホーム

町内に該当施設はありませんが、要介護状態ではなくても、自宅での生活の継続が困難な方は、見守りや日常生活の支援機能を有した軽費老人ホームを利用できます。

③ 有料老人ホーム

有料老人ホームは、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を提供することを目的とする施設です。大別して、介護が必要となったとき、施設内部で介護が受けられる介護付と、外部からの介護サービス導入が必要な住宅型があります。

老人福祉法改正により、平成18年度から、高齢者を対象として何らかの便宜の供与が受けられる住居施設は有料老人ホームとなり、町内には9か所(令和5年12月1日現在)あります。

④ サービス付高齢者向け住宅

医療、介護、住宅が連携し、安心できる住まいの供給を促進するため、高齢者住まい法に基づき、平成23年10月より登録された施設です。従来の高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホームが登録され、町内には3か所あります。うち、1か所が、特定施設入居者生活介護となっています。

3 災害・緊急時に備えた体制の整備

① 災害時要配慮者登録

地震や台風、津波などの災害が発生した際に、家族等の支援が受けられない、又は家族だけでの支援が困難で、第三者の支援が必要とされる 65 歳以上の単身世帯の方や障害者の方等を対象に災害時要配慮者登録制度を案内しています。民生委員児童委員が訪問して登録手続きをします。また、民生委員児童委員は定期的に訪問をする中で、登録内容の変更がないかどうかの確認を年に 1 回は行い、情報の更新・修正を随時行っています。

② 福祉避難所の設置（八戸圏域連携中枢都市圏事業）

災害時に高齢者や障害者等、一般の避難所生活で特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする方々を対象に開設される避難所です。一般の指定避難所とは違い、災害発生時に必要性が認められた場合に開設します。

	高齢者施設	障害者施設
施設数	12 か所	5 か所

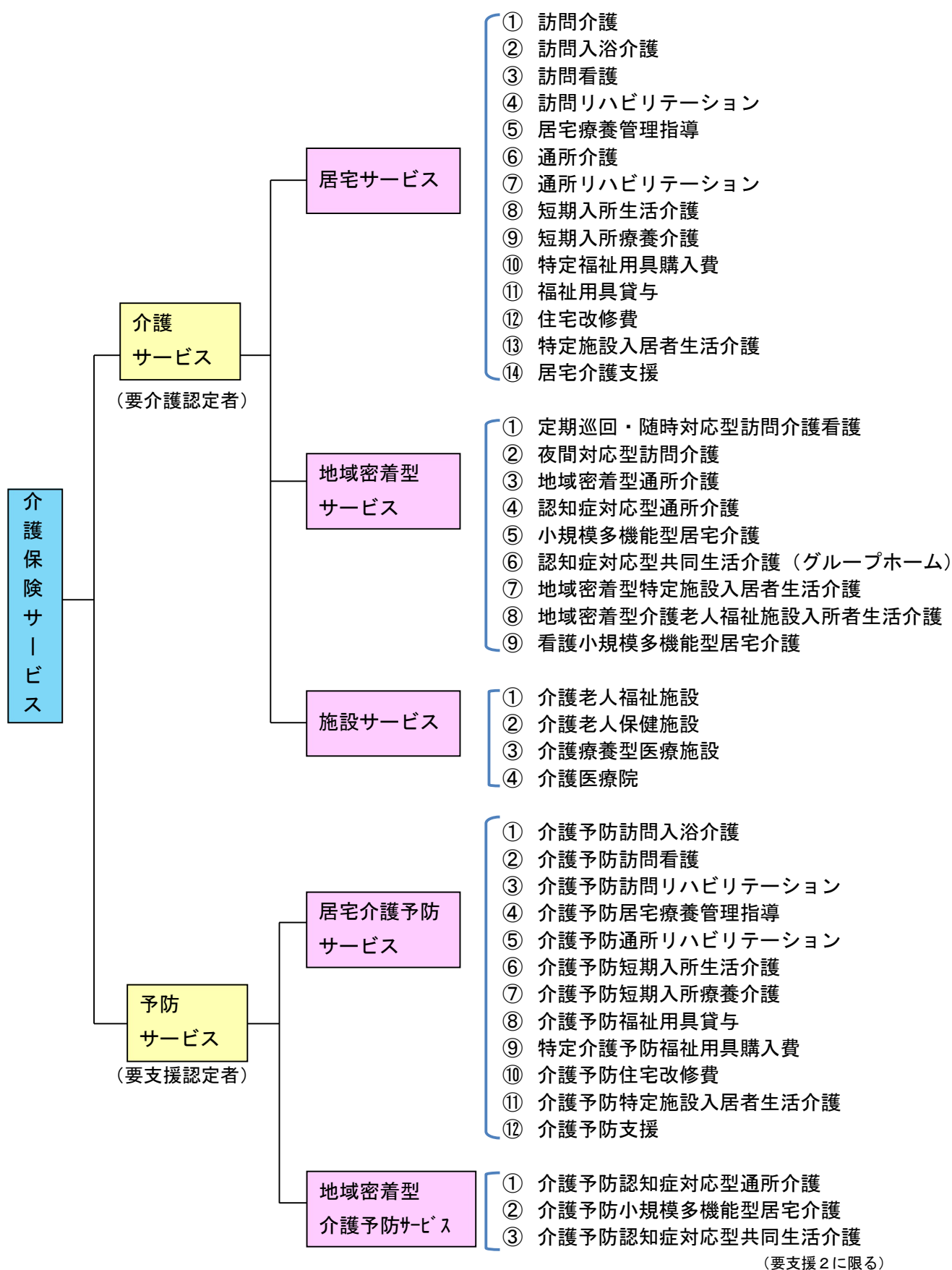
③ 救急医療情報キット配布事業（八戸圏域連携中枢都市圏事業）

災害時要配慮者等の急病、事故、災害等の救急時に迅速かつ適切な対応を図り、災害時要配慮者等の不安を軽減するために、災害時要配慮者等に対し、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管する救急医療情報キットを配布しています。このキットにより、救急時における救急隊員の迅速な対応が期待できます。配布は、民生委員児童委員が行っています。

	実績（R5 年度は見込）			
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
新規配布数	34 人	3 人	48 人	8 人

第6章 介護保険サービスの展開

1 サービス提供の体系



2 介護保険サービスの実績

(1) 介護保険サービス利用者の推移

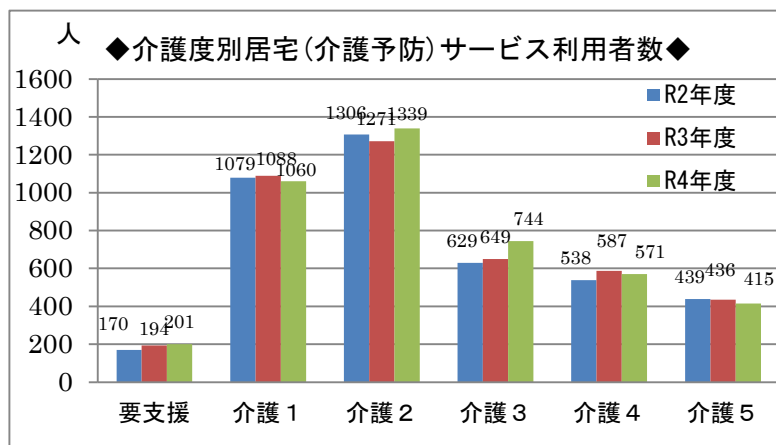
介護サービスの利用者については、居宅サービスは及び地域密着型サービスが増加、施設サービスが減少しています。介護予防サービスの利用者は、居宅介護予防サービスが増加、地域密着型介護予防サービスが減少しています。

◆サービスの利用者数◆

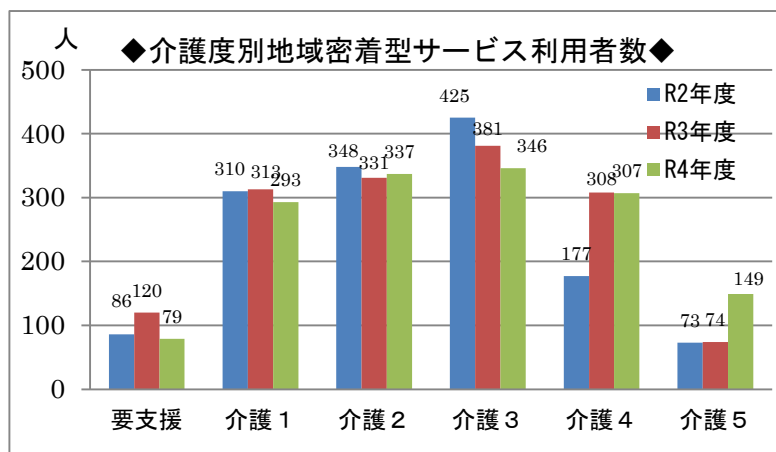
		令和元年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		利用者数	利用者数	伸び率 (対前年比)	利用者数	伸び率 (対前年比)	利用者数	伸び率 (対前年比)
介護	居宅サービス	3,871人	3,991人	3.1%	4,031人	1.0%	4,129人	2.4%
	地域密着型サービス	1,286人	1,333人	3.7%	1,407人	5.6%	1,432人	1.8%
	施設サービス	1,306人	1,216人	-6.9%	1,300人	6.9%	1,270人	-2.3%
予防	居宅介護予防サービス	180人	170人	-5.6%	194人	14.1%	201人	3.6%
	地域密着型介護予防サービス	85人	86人	1.2%	120人	39.5%	79人	-34.2%

また、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスについて要介護度別に利用者数をみたものが右のグラフです。

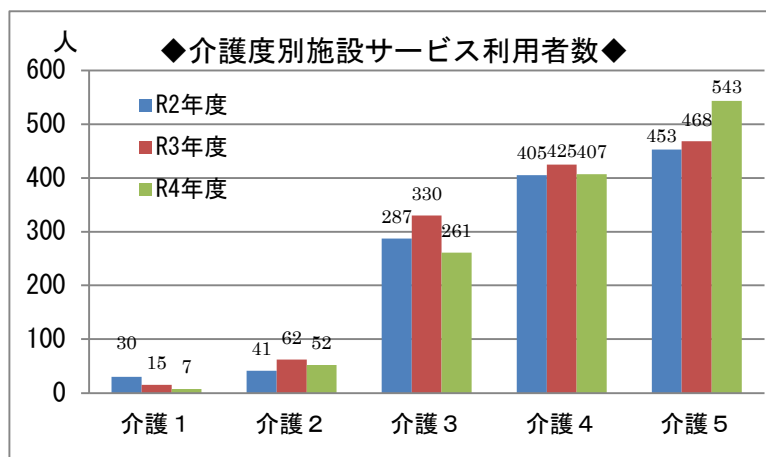
居宅サービスは、要介護3～5の利用が、要介護1・2の利用よりも少なくなっています。



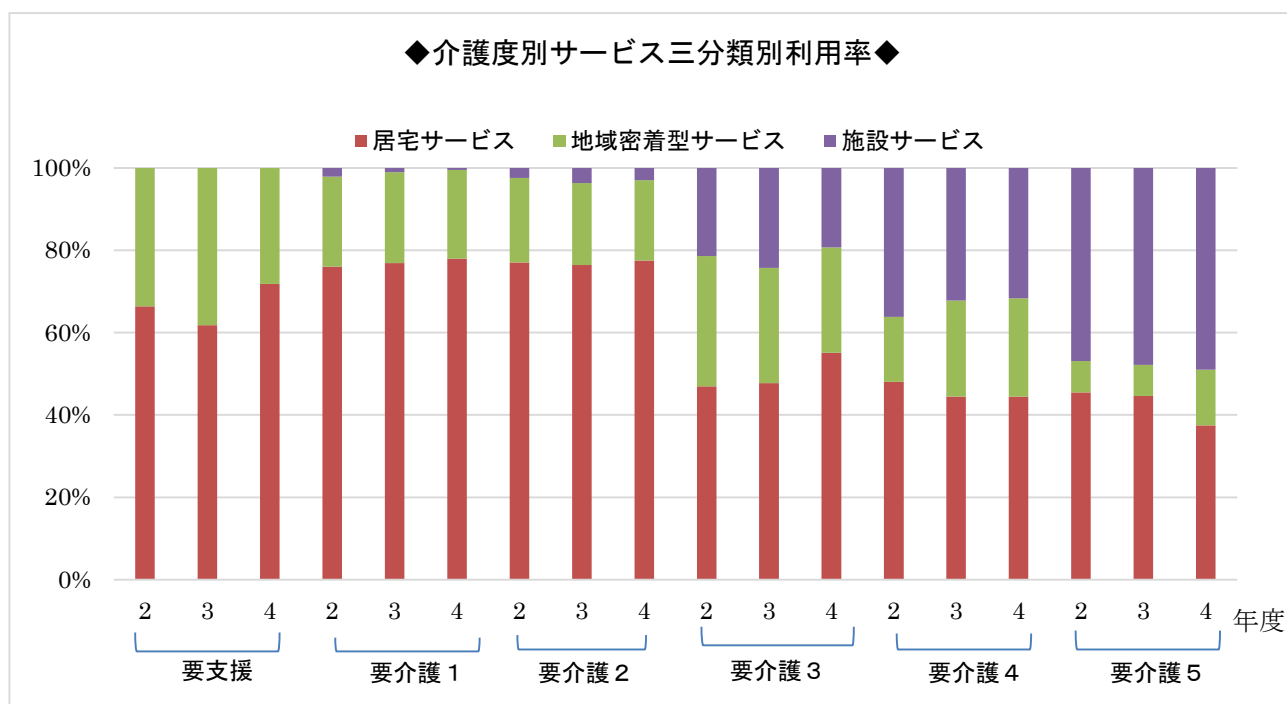
地域密着型サービスは、要介護4・5の利用者が増えています。



施設サービスは、要介護 4 及び 5 の利用者が多くなっています。



サービスを「居宅サービス」「地域密着型サービス」「施設サービス」の3分類に分け、利用者の割合を介護度別にみると、介護度が重くなるにつれ居宅サービスの利用率が低くなり、施設サービスの利用率が高くなります。



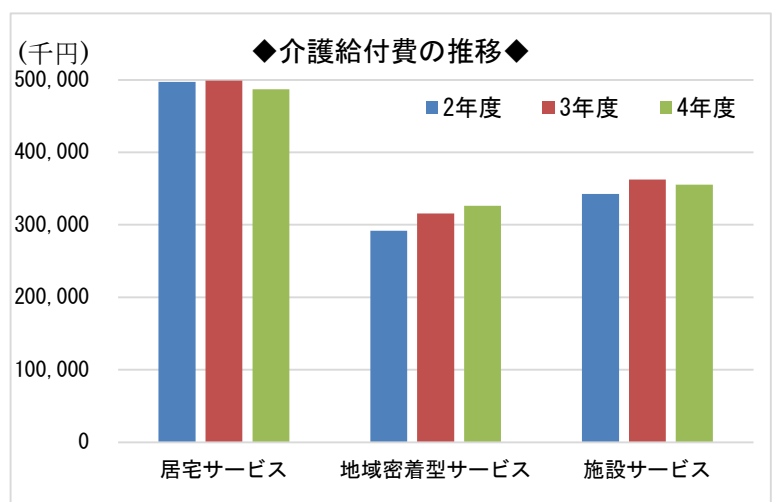
(2) 介護保険サービス給付費の推移

令和2年度から令和4年度までの介護サービス給付費を比較すると、この3年間は増加傾向にあります。介護給付費と介護予防給付費に分けてみると、介護給付費は、令和2年度は減少しましたが、令和3年度は増加し、令和4年度は再び減少しています。介護予防給付費は、令和2年度、令和3年度は増加しましたが、令和4年度は減少しました。

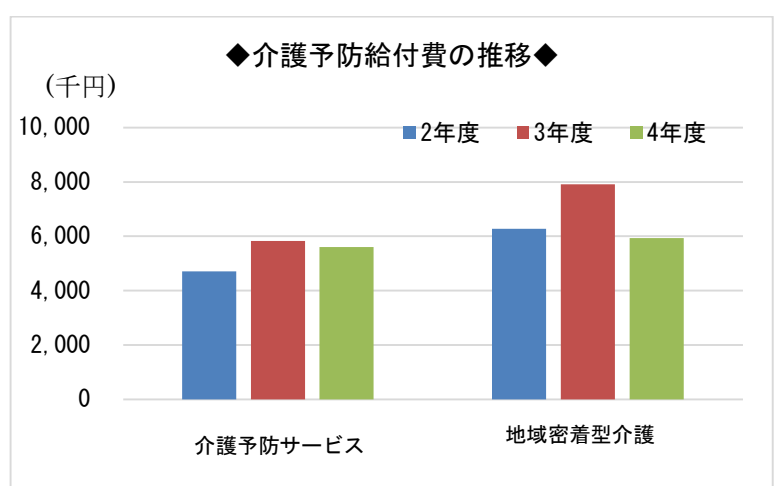
◆介護サービス給付費の推移◆

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	給付費(円)	対前年比 伸び率	給付費(円)	対前年比 伸び率	給付費(円)	対前年比 伸び率
介護給付費計(Ⅰ)	1,131,613,400	-0.2%	1,177,236,608	4.0%	1,168,611,658	-0.7%
介護予防給付費計(Ⅱ)	10,978,415	4.4%	13,744,389	25.2%	11,539,964	-16.0%
給付費合計(Ⅰ+Ⅱ)	1,142,591,815	-0.2%	1,190,980,997	4.2%	1,180,151,622	-0.9%

介護給付費は、居宅サービスが令和2年度4億9,731万円、令和3年度4億9,891万円、令和4年度4億8,692万円です。地域密着型サービスは令和2年度2億9,176万円、令和3年度3億1,565万円、令和4年度3億2,622万円です。施設サービスは、令和2年度3億4,253万円、令和3年度3億6,266万円、令和4年度3億5,546万円です。



介護予防給付費は、介護予防サービスが令和2年度470万円、令和3年度582万円、令和4年度560万円です。地域密着型サービスは、令和2年度626万円、令和3年度791万円、令和4年度593万円です。



◆介護サービス量・給付費の推移◆

(1) 居宅サービス

(単位：千円・回・人)

		令和２年度			令和３年度			令和４年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
訪問介護	給付費	144,642	128,274	88.7%	132,693	137,848	103.9%	139,567	121,901	87.3%
	回数	4,108.5	3,735.7	90.9%	3,820.4	4,020.2	105.2%	4,002.0	3,697.9	92.4%
	人数	120	104	86.7%	106	103	97.2%	109	94	86.2%
訪問入浴介護	給付費	9,681	8,156	84.2%	10,726	6,342	59.1%	11,897	5,649	47.5%
	回数	70.6	56.3	79.7%	74.0	43.3	58.5%	82.0	38.0	46.3%
	人数	19	14	73.7%	16	10	62.5%	18	8	44.4%
訪問看護	給付費	39,126	36,064	92.2%	42,688	27,625	64.7%	44,661	28,806	64.5%
	回数	605.3	604.7	99.9%	745.7	492.4	66.0%	781.7	528.3	67.6%
	人数	63	60	95.2%	65	52	80.0%	68	53	77.9%
訪問リハビリテーション	給付費	1,474	1,074	72.9%	2,209	1,344	60.9%	2,512	1,641	65.3%
	回数	44.3	31.1	70.2%	64.0	37.4	58.4%	72.0	43.7	60.7%
	人数	4	3	75.0%	6	5	83.3%	7	6	85.7%
居宅療養管理指導	給付費	3,277	4,204	128.3%	4,378	4,223	96.4%	4,499	4,408	98.0%
	人数	42	60	142.9%	63	58	92.1%	65	58	89.2%
通所介護	給付費	183,158	146,705	80.1%	147,319	143,852	97.6%	152,949	135,578	88.6%
	回数	1,845.7	1,463.6	79.3%	1,464.4	1,420.7	97.0%	1,509.0	1,417.9	94.0%
	人数	208	171	82.2%	170	171	100.6%	175	173	98.9%
通所リハビリテーション	給付費	46,362	37,388	80.6%	38,347	34,226	89.3%	38,368	34,115	88.9%
	回数	387.4	357.0	92.2%	368.0	330.8	89.9%	368.0	324.6	88.2%
	人数	45	42	93.3%	47	39	83.0%	47	41	87.2%
短期入所生活介護	給付費	55,062	34,838	63.3%	45,667	35,714	78.2%	50,211	32,255	64.2%
	日数	578.0	345.6	59.8%	442.5	356.0	80.5%	491.7	319.6	65.0%
	人数	53	28	52.8%	32	30	93.8%	35	34	98.1%
短期入所療養介護 (老健)	給付費	0	360	—	688	39	5.7%	688	185	26.9%
	日数	0.0	3.0	—	5.7	0.2	3.5%	5.7	1.6	28.1%
	人数	0	0	—	1	0	0.0%	1	0	0.0%
短期入所療養介護 (病院等)	給付費	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	日数	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—
	人数	0	0	—	0	0	—	0	0	—
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	日数	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—
	人数	0	0	—	0	0	—	0	0	—
福祉用具貸与	給付費	29,569	28,266	95.6%	28,639	27,608	96.4%	29,449	29,279	99.4%
	人数	186	165	88.7%	167	165	98.8%	171	175	102.3%
特定福祉用具 購入費	給付費	1,073	910	84.8%	1,136	1,070	94.2%	1,136	782	68.8%
	人数	2	2	100.0%	3	2	66.7%	3	2	66.7%
住宅改修費	給付費	2,160	1,207	55.9%	1,656	1,175	70.9%	1,656	1,372	82.9%
	人数	1	1	100.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
特定施設入居 者生活介護	給付費	20,172	18,847	93.4%	19,510	26,413	135.4%	19,520	37,906	194.2%
	人数	9	8	88.9%	8	11	137.5%	8	16	200.0%
居宅介護支援	給付費	63,266	51,020	80.6%	52,464	51,437	98.0%	53,982	53,047	98.3%
	人数	365	298	81.6%	299	295	98.7%	307	299	97.4%
小計	給付費	599,022	497,314	83.0%	528,120	498,916	94.5%	551,095	486,923	88.4%

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は１月当たりの数、人数は１月当たりの利用者数。

(2) 地域密着型サービス

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	給付費	3,970	2,195	55.3%	1,963	2,431	123.8%	1,964	2,185	111.3%
	回数	44.4	24.8	55.9%	21.6	27.1	125.5%	21.6	24.5	113.4%
	人数	6	3	50.0%	4	3	75.0%	4	3	75.0%
認知症対応型通所介護	給付費	16,821	11,701	69.6%	9,069	8,587	94.7%	9,074	12,808	141.2%
	回数	160.0	91.6	57.3%	72.1	68.0	94.3%	72.1	96.8	134.3%
	人数	23	10	43.5%	8	9	112.5%	8	10	125.0%
小規模多機能型居宅介護	給付費	65,107	42,934	65.9%	48,955	63,661	130.0%	52,765	73,779	139.8%
	人数	34	19	55.9%	21	27	128.6%	23	29	126.1%
認知症対応型共同生活介護	給付費	219,017	234,932	107.3%	237,572	240,973	101.4%	237,704	237,450	99.9%
	人数	77	80	103.9%	79	80	101.3%	79	79	100.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
小計		304,915	291,761	95.7%	297,559	315,651	106.1%	301,507	326,177	108.2%

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(3) 施設サービス

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護老人福祉施設	給付費	232,733	189,178	81.3%	209,661	216,054	103.0%	209,778	232,719	110.9%
	人数	78	60	76.9%	66	68	103.0%	66	73	110.6%
介護老人保健施設	給付費	70,221	82,342	117.3%	88,952	72,073	81.0%	98,458	56,605	57.5%
	人数	22	25	113.6%	26	22	84.6%	29	17	58.6%
介護療養型医療施設	給付費	21,730	56,652	260.7%	49,204	54,470	110.7%	49,697	48,011	96.6%
	人数	5	13	260.0%	12	13	108.3%	12	12	100.0%
介護医療院	給付費	19,876	14,366	72.3%	23,668	20,072	84.8%	23,681	18,133	76.6%
	人数	5	4	80.0%	6	5	83.3%	6	5	83.3%
小計	給付費	344,560	342,538	99.4%	371,485	362,669	97.6%	381,614	355,467	93.1%

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

介護給付費	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(1) 介護サービス	497,313,538 円	498,916,266 円	486,922,804 円
(2) 地域密着型サービス	291,761,469 円	315,651,106 円	326,176,652 円
(3) 施設サービス	342,538,393 円	362,669,236 円	355,467,202 円
介護給付費計（Ⅰ）	1,131,613,400 円	1,177,236,608 円	1,168,566,658 円

◆介護予防サービス量・給付費の推移◆

(1) 介護予防サービス

(単位：千円・回・人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護予防訪問介護	給付費	総合事業へ移行			総合事業へ移行			総合事業へ移行		
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	420	－	420	373	88.9%	420	383	91.2%
	回数	0.0	4.3	－	4.3	3.8	88.4%	4.3	3.9	90.7%
	人数	0	1	－	1	1	100.0%	1	1	100.0%
介護予防訪問看護	給付費	537	351	65.4%	484	514	106.3%	484	682	140.9%
	回数	11.5	12.1	105.2%	16.5	16.1	97.6%	16.5	20.8	126.1%
	人数	1	1	100.0%	1	2	200.0%	1	3	300.0%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	0	0	－	280	0	0.0%	280	0	0.0%
	回数	0.0	0.0	－	8.0	0.0	0.0%	8.0	0.0	0.0%
	人数	0	0	－	1	0	0.0%	1	0	0.0%
介護予防居宅療養管理指導	給付費	0	0	－	0	0	－	0	13	－
	人数	0	0	－	0	0	－	0	0	－
介護予防通所介護	給付費	総合事業へ移行			総合事業へ移行			総合事業へ移行		
介護予防通所リハビリテーション	給付費	2,579	2,189	84.9%	2,199	2,199	100.0%	2,200	1,928	87.6%
	人数	6	5	83.3%	5	6	120.0%	5	5	100.0%
介護予防短期入所生活介護	給付費	275	133	48.4%	79	622	787.7%	79	426	539.2%
	日数	4.0	2.0	50.0%	1.0	7.5	750.0%	1.0	5.2	520.0%
	人数	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	日数	0.0	0.0	－	0.0	0.0	－	0.0	0.0	－
	人数	0	0	－	0	0	－	0	0	－
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	日数	0.0	0.0	－	0.0	0.0	－	0.0	0.0	－
	人数	0	0	－	0	0	－	0	0	－
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	日数	0.0	0.0	－	0.0	0.0	－	0.0	0.0	－
	人数	0	0	－	0	0	－	0	0	－
介護予防福祉用具貸与	給付費	528	622	117.8%	602	429	71.3%	602	437	72.6%
	人数	12	7	58.3%	7	7	100.0%	7	9	128.6%
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	189	52	27.5%	120	0	0.0%	120	108	90.0%
	人数	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
介護予防住宅改修	給付費	1,356	180	13.3%	240	205	85.4%	240	764	318.3%
	人数	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	0	87	－	0	765	－	0	30	－
	人数	0	0	－	0	1	－	0	0	－
介護予防支援	給付費	944	673	71.3%	692	718	103.8%	693	830	119.8%
	人数	18	13	72.2%	13	13	100.0%	13	15	115.4%
小計	給付費	6,408	4,709	73.5%	5,116	5,827	113.9%	5,118	5,601	109.4%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(2) 地域密着型介護予防サービス

(単位：千円・回・人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	回数	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	7,253	6,270	86.4%	9,253	7,917	85.6%	9,259	5,939	64.1%
	人数	9	7	77.8%	11	10	90.9%	11	7	63.6%
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
小計	給付費	7,253	6,270	86.4%	9,253	7,917	85.6%	9,259	5,939	64.1%

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

介護予防給付費	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(1) 介護予防サービス	4,708,639 円	5,827,022 円	5,600,620 円
(2) 地域密着型介護予防サービス	6,269,776 円	7,917,367 円	5,939,344 円
介護予防給付費計（Ⅱ）	10,978,415 円	13,744,389 円	11,539,964 円

3 各サービスの現状と見込み

見込量の算定に当たっては、これまでの利用実績、令和4年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果及び今後の認定者数の見込み等を基にサービス受給者数を推計した上で、サービス種類ごとの推計を行いました。

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

【サービス概要】

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等、日常生活上に必要な援助を行うサービスです。

【現状】

町内に事業所が8か所あります。有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅への入居者の需要が増加していますが、全体的には利用者数、回数ともに減少しており、第8期の計画値を下回っています。

【今後の方策】

有料老人ホーム等への入居者の増加を見込み、適切な供給量の確保に努めます。なお、サービス提供事業所は十分に供給量を確保できる状況にあります。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

【サービス概要】

自宅での浴槽入浴が難しく、通所系サービスも利用できない方に対し、介護職員と看護職員が居宅を移動入浴車で訪問し、特殊浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。

【現状】

町内には事業所がないため、町外の事業所を利用しています。利用者数、回数ともに減少しており、給付費は第8期の計画値を下回っています。

【今後の方策】

今後も少しずつ利用者数は増えていくものと思われます。需要量は確保できる状況にあり、引き続き適正な利用推進に努めます。

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

【サービス概要】

訪問看護ステーション等の看護師等が居宅を訪問し、主治医との密接な連携に基づき療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

【現状】

町内には3か所事業所（サテライト型含む。）がありますが、町外事業所の利用者も多くいます。利用者数、回数、給付費が増加傾向ですが、第8期の計画値を下回っています。

【今後の方策】

重度要介護者が居宅サービスに移行する可能性があることから、ゆるやかに増加を見込み、適正な供給量の確保に努めます。サービス提供事業所は十分に供給量を確保できる状況にあります。

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

【サービス概要】

医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して、心身の維持や回復のために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【現状】

町内に事業所はなく、町外事業所を利用しています。利用者数、回数ともに横ばいとなっており、第8期の計画値を下回りました。訪問リハビリテーションの利用率（訪問リハビリテーションの受給者数／認定者数）は、本町 0.76%、青森県 1.29%、全国 2.01%（令和5年介護保険事業状況報告）となっており、県、全国よりも低い状況となっています。

【今後の方策】

急性期及び回復期の状態に対応し、身体機能の早期改善を目指す医療保険に対して、介護保険では維持期の状態に対応し、身体機能や生活機能の向上を目指すこととされています。退院・退所から在宅復帰には重要なサービスと考えられ、自立支援・重度化防止に向け、個々の利用者の状態に応じたリハビリテーションが提供されるようにします。第9期は利用者数、回数ともに増加することを予測し推計しました。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

【サービス概要】

かかりつけ医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問して療養上の管理や指導を行うサービスです。

【現状】

町外の医師等が訪問指導しています。重度要介護者の利用者数が令和5年度より大幅に増加しており、給付費は計画値を上回りました。

【今後の方策】

居宅生活継続のためには重要なサービスと考えられ、給付費は総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みます。

⑥ 通所介護

【サービス概要】

通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴の提供や、日常生活活動動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

【現状】

町内には4か所の事業所があり、制度発足以来、需要が高いサービスです。新型コロナウイルス感染症の状況の回復後、利用者数は増加傾向にありますが、計画値を下回りました。

【今後の方策】

要介護認定者の増加に伴い利用者数は増加していくものと見込み、推計しました。

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

【サービス概要】

介護施設、医療機関等に通い、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを行うサービスです。

【現状】

町内には事業所がないため、町外の事業所を利用しています。利用者数は増加傾向にありますが、第8期は計画値を下回りました。

【今後の方策】

認定者数の増加に伴い、利用者数は緩やかに増えていくことでサービス量を見込んでいます。

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

【サービス概要】

介護老人福祉施設等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

【現状】

町内には1か所事業所がありますが、定員が限られていることから町外事業所を利用されている方も増えてきています。利用者数は増加傾向にありますが、計画値を下回りました。

【今後の方策】

居宅生活を続けるための重要なサービスですが、長期施設入所希望者が増えている傾向を踏まえ、急激な上昇はなく、緩やかな増加で見込んでいます。

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健、病院等）

【サービス概要】

介護老人保健施設等に短期間入所して、医療管理のもとで日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

【現状】

町内に施設はなく町外施設を利用しています。利用者数、日数も毎年度ごくわずかなことから、需要の少ないサービスです。

【今後の方策】

第8期とほぼ同様のサービス量を見込みます。

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

【サービス概要】

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いる福祉用具を貸し出すサービスです。

【現状】

町内に事業所はなく、町外の事業所を利用しています。要支援・要介護者全般にわたり利用されており需要が高いサービスであり、認定者数が増加していることから貸与される方も増加傾向で推移しています。

【今後の方策】

認定者数の増加に伴い、利用者数は増えていくことでサービス量を見込んでいます。

⑪ 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

【サービス概要】

福祉用具の貸与になじまない、特定の福祉用具購入費の一部を支給します。

【現状】

利用者の状態などにより提供されるサービスで、利用人数は横ばいです。

【今後の方策】

過去の実績を踏まえて、今後も横ばいと推計し、適正に利用されるよう、サービス内容の周知や情報の収集に努めます。

⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

【サービス概要】

自宅の生活環境の改善を目的とする、手すりの取り付けや段差解消等に係る費用の一部を支給します。

【現状】

利用者の状態などにより提供されるサービスで、利用人数は増加しています。

【今後の方策】

第8期とほぼ同様のサービス量を見込みます。

⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

【サービス概要】

有料老人ホーム等において、特定施設サービス計画に基づき、日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

【現状】

町内に1か所事業所がありますが、町外の事業所利用者もいます。利用者数は増加しており計画値を上回りました。

【今後の方策】

今後はやや増加することを見込み推計しています。

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

【サービス概要】

介護支援専門員が利用者本人や家族の意向を聞き、効果的にサービスを利用できるよう計画を作成するサービスです。

【現状】

町内には5か所事業所がありますが、町外の事業所利用者も増えてきています。サービス利用者数は横ばいで推移しており、第8期計画を下回っています。

【今後の方策】

要介護者の心身の状況や環境を把握し、本人や家族の意向が組み入れられたケアプランが作成されているかの評価に努めます。認定者数の増加に伴い、第9期は利用者は緩やかに増加をするものと見込んでいます。

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためのサービスで、平成 18 年度より創設され、市町村が事業者を指定、指導することとなっています。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【サービス概要】

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

【現状及び今後の方策】

町内に事業所はなく、利用実績はありません。需要が少なく通年を通して利用者を確保し運営できる職員の体制を整備できないため、第 9 期も整備予定はありません。

② 夜間対応型訪問介護

【サービス概要】

夜間を含め 24 時間安心して生活できるように、夜間の定期巡回訪問や通報による訪問介護を行うサービスです。

【現状及び今後の方策】

人口規模が 20 万人から 30 万人規模の都市を想定したサービスであることから、本町においては整備を見込みません。

③ 地域密着型通所介護

【サービス概要】

定員 18 人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴等の介護や機能訓練等を行うサービスです。

【現状及び今後の方策】

町内に事業所はありませんが、町外の事業所を経過措置で引き続き利用されている方が 2 名います。町内の通所介護事業所の定員に余裕があることから第 9 期は整備を見込みません。

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

【サービス概要】

通所介護施設等に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援を行うサービスです。利用者は認知症の方とし、専門的なケアが行われます。

【現状及び今後の方策】

町内には 1 か所事業所があり、利用者数は横ばいです。認知症高齢者の増加に伴い、今後も利用者数は増えると思われます。

⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【サービス概要】

登録した利用者を対象に、「通い」を中心として、利用者の状況や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせで行う多機能なサービスです。

【現状及び今後の方策】

サテライト型を含み、町内には2か所あり、利用者数は横ばいで推移しています。今後も独居高齢者や高齢者夫婦、日中独居の高齢者が増加していくことから、利用者数はやや増加するものと見込み推計しています。

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

【サービス概要】

少人数で共同生活をする認知症の方に、日常生活上の支援を行うサービスです。

【現状及び今後の方策】

町内には5事業所あり、利用者数は令和5年度より減少していますが、今後認知症高齢者は増えていくことが予想され、利用者数はやや増加するものと見込んでいます。現在の利用定員で対応できると考え、第9期において整備予定はありません。

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

【サービス概要】

有料老人ホーム等施設において、サービス計画に基づき、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。入居定員が29人以下で運営されるものです。

【現状及び今後の方策】

既存のサービスを利用することで対応できると考え、第9期において整備予定はありません。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【サービス概要】

常時介護が必要で、居宅での介護が困難な方に対し、生活全般の介助を行う施設で、入居定員が29人以下で運営されるものです。

【現状及び今後の方策】

既存のサービスを利用することで対応できると考え、第9期において整備予定はありません。

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

【サービス概要】

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、一体的に提供するサービスです。

【現状及び今後の方策】

町内に事業所はなく、利用実績はありません。今後、医療を必要とする独居高齢者や高齢者夫婦、日中独居の高齢者は増加していくことが予測され、受入体制を整備する必要があるため、第9期において整備を検討していきます。

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【サービス概要】

寝たきりや認知症のため常時介護を必要とする高齢者で、自宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。新規入所は原則要介護 3 以上の人が対象です。

【現状及び今後の方策】

町内に 1 か所整備されておりますが、町外の施設を利用している方もいます。利用者数はやや増加しており、待機者数も多いことから、今後は若干増えることを見込み推計しています。

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

【サービス概要】

病状が安定期にあり、医学的管理のもとでリハビリテーション等を必要とする高齢者に対して、在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。要支援の方は利用できません。

【現状及び今後の方策】

町内には施設がなく、町外の施設を利用しており、利用者数は減少してきていますが、今後も利用者は若干増えることを見込み推計しています。

③ 介護療養型医療施設（療養病床等）

【サービス概要】

急性期の治療が終わり、病状が安定期にある高齢者に対して、引き続き療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、リハビリテーション等を提供する施設です。

【現状及び今後の方策】

町内には施設がなく、町外の施設を利用しています。介護療養型医療施設は平成 29 年度末で廃止される予定でしたが、介護医療院への転換のため 6 年間経過措置期間が延長され、令和 6 年(2024 年)3 月までに廃止される予定です。

④ 介護医療院

【サービス概要】

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、介護保険施設です。

【現状及び今後の方策】

町内には施設がなく町外の施設を利用していますが、施設数が少ないため利用者数が増えていない状況です。第 9 期は若干増える見込みで推計しています。

4 介護人材の確保と資質の向

全国的に介護人材不足といわれており、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)には、青森県において介護人材が約2,450人不足するとの見通しがあります。本町においても、介護離職がみられている事業所があります。

令和7年(2025年)以降は、さらに高齢者人口が増えていく一方で、それを支える生産年齢人口は減少の一途をたどると推計されており、介護人材の確保は大きな課題です。

この深刻な課題に対応するには町だけの取組では解決できず、青森県と圏域市町村等が連携しながら進める必要があります。

① 介護業務の革新・業務効率化の取組強化

介護ロボット導入、ICT導入支援、介護助手の雇入れに関する各種支援制度について周知し、導入率等を向上させることで、介護業務の効率化、書類の軽減・簡素化による事務負担の軽減を図ります。また、実践しているモデル事業者の取組状況を把握し、他事業所への波及を図ります。

② 学生（小中高校生、大学生）など将来を見据えた人材確保

将来の仕事として選択してもらえるよう、学生及び保護者・教職員に対し、介護職の魅力を発信するため、積極的に実習の受け入れや出前講座に出向きます。

③ 多様な人材による担い手確保

未経験、無資格者を対象とした介護に関する入門的研修や介護基本技術講習等を周知し、地域での担い手の確保に努めます。また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると介護認定を受けていない元気な高齢者の約3割は地域活動へのお世話役として参加希望があり、有償ボランティアとしての活用を検討していきます。

④ 国・県・関係団体との連携による事業周知

国・青森県・関係団体等で実施している事業等についての情報集約と事業者・町民への周知を行います。

⑤ 介護事業者への支援

「青森県介護サービス事業所認証評価制度」認証事業所は町内で1か所のみですが、円滑な更新、新規認証事業所の増加のための情報提供・助言指導を行います。また、処遇改善加算取得の推進にも努めます。

5 介護保険サービス給付費の推計

◆介護サービス量・給付費の推計◆

(1) 居宅サービス

(単位：千円・回・人)

		5年度	6年度	7年度	8年度	12年度	17年度	22年度	27年度	32年度
訪問介護	給付費	107,484	117,738	122,646	129,548	134,441	147,151	158,812	155,782	157,008
	回数	3,248.0	3,511.6	3,654.4	3,856.2	4,018.8	4,401.5	4,746.1	4,660.6	4,701.3
	人数	87	92	95	100	105	117	125	123	123
訪問入浴介護	給付費	6,770	7,900	8,967	9,749	8,967	9,749	10,806	10,806	10,806
	回数	46	52.9	60.0	65.2	60.0	65.2	72.3	72.3	72.3
	人数	7	9	10	11	10	11	12	12	12
訪問看護	給付費	32,550	39,766	40,836	42,127	44,273	48,190	52,766	51,539	51,311
	回数	557.3	669.2	687.9	708.2	746.0	810.8	887.9	866.1	863.4
	人数	57	68	70	72	76	83	91	89	88
訪問リハビリテーション	給付費	2,321	2,904	2,908	2,908	3,290	3,290	3,673	3,673	3,673
	回数	61.0	75.5	75.5	75.5	85.5	85.5	95.5	95.5	95.5
	人数	7	8	8	8	9	9	10	10	10
居宅療養管理指導	給付費	5,601	6,346	6,605	6,778	7,168	7,821	8,506	8,309	8,324
	人数	68	75	78	80	85	93	101	99	99
通所介護	給付費	140,716	156,893	163,019	165,968	178,436	199,639	215,020	211,245	211,629
	回数	1,420	1,541.4	1,597.9	1,622.4	1,754.3	1,967.0	2,117.9	2,076.8	2,079.3
	人数	169	176	182	185	200	225	242	237	237
通所リハビリテーション	給付費	37,014	40,382	41,336	41,927	46,482	51,250	55,506	54,615	54,024
	回数	353.8	376.2	384.1	390.9	432.0	478.4	517.8	509.3	502.5
	人数	43	47	48	49	54	60	65	64	63
短期入所生活介護	給付費	34,931	39,737	40,613	40,613	44,129	48,399	54,006	52,285	52,285
	日数	343.4	384.6	392.6	392.6	427.0	471.2	524.0	505.9	505.9
	人数	36	40	41	41	45	50	55	53	53
短期入所療養介護(老健)	給付費	183	186	186	186	186	186	186	186	186
	日数	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
	人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
短期入所療養介護(病院等)	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費	29,835	33,419	34,908	35,890	37,878	41,778	45,316	44,510	44,433
	人数	176	195	203	208	222	246	266	261	260
特定福祉用具購入費	給付費	1,063	1,063	1,063	1,063	605	605	605	605	605
	人数	2	2	2	2	1	1	1	1	1
住宅改修費	給付費	2,042	2,042	2,042	2,042	3,638	5,234	5,234	5,234	5,234
	人数	2	2	2	2	3	4	4	4	4
特定施設入居者生活介護	給付費	42,638	45,617	48,016	48,016	48,016	61,358	63,699	63,699	63,699
	人数	17	18	19	19	19	24	25	25	25
居宅介護支援	給付費	52,402	57,039	59,346	60,676	65,259	72,655	78,723	77,026	77,100
	人数	295	315	327	334	360	402	435	425	425
小計	給付費	495,550	551,032	572,491	587,491	622,768	697,305	752,858	739,514	740,317

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(2) 地域密着型サービス

(単位：千円・回・人)

		5年度	6年度	7年度	8年度	12年度	17年度	22年度	27年度	32年度
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型 訪問介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着 型通所介 護	給付費	1,718	1,679	1,682	1,682	1,682	1,682	2,702	2,702	2,702
	回数	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	27.6	27.6	27.6
	人数	2	2	2	2	2	2	3	3	3
認知症対 応型通所 介護	給付費	11,801	11,033	11,047	13,558	13,558	15,061	16,990	16,990	16,990
	回数	87.7	81.3	81.3	99.6	99.6	111.8	123.8	123.8	123.8
	人数	8	8	8	10	10	11	12	12	12
小規模多 機能型居 宅介護	給付費	72,007	87,065	87,175	94,433	103,491	108,857	117,389	113,757	113,757
	人数	27	31	31	33	37	39	42	41	41
認知症対 応型共同 生活介護	給付費	227,823	231,103	237,378	243,665	268,887	296,862	321,463	318,919	322,021
	人数	74	74	76	78	86	95	103	102	103
地域密着 型特定施 設入居者 生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着 型介護老 人福祉施 設入所者 生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模 多機能型居 宅介護	給付費	0	0	0	9,384	87,055	87,055	87,055	87,055	87,055
	人数	0	0	0	3	27	27	27	27	27
小計	給付費	313,350	330,880	337,282	362,722	474,673	509,517	545,599	539,423	542,525

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(3) 施設サービス

		5年度	6年度	7年度	8年度	12年度	17年度	22年度	27年度	32年度
介護老人 福祉施設	給付費	226,281	233,127	233,422	236,431	279,017	305,171	328,316	334,781	334,781
	人数	70	71	71	72	85	93	100	102	102
介護老人 保健施設	給付費	59,427	64,450	64,531	68,060	77,986	88,358	91,887	91,887	95,310
	人数	18	19	19	20	23	26	27	27	28
介護医療 院	給付費	14,947	21,856	21,883	21,883	21,883	32,825	32,825	32,825	32,825
	人数	4	6	6	6	6	9	9	9	9
介護療養型 医療施設	給付費	56,132								
	人数	13								
小計	給付費	356,787	319,433	319,836	326,374	378,886	426,354	453,028	459,493	462,916

【介護給付費】

(千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	12年度	17年度	22年度	27年度	32年度
(1)居宅サービス	495,550	551,032	572,491	587,491	622,768	697,305	752,858	739,514	740,317
(2)地域密着型サービス	313,350	330,880	337,282	362,722	474,673	509,517	545,599	539,423	542,525
(3)施設サービス	356,787	319,433	319,836	326,374	378,886	426,354	453,028	459,493	462,916
介護給付費計	1,165,687	1,201,345	1,229,609	1,276,587	1,476,327	1,633,176	1,751,485	1,738,430	1,745,758

◆介護予防サービス量・給付費の推計◆

(1) 居宅サービス

(単位：千円・回・人)

		5年度	6年度	7年度	8年度	12年度	17年度	22年度	27年度	32年度
介護予防 訪問入浴 介護	給付費	305	349	350	350	350	350	350	350	350
	回数	3.1	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
介護予防 訪問看護	給付費	800	629	630	630	630	630	630	630	630
	回数	21.7	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0
	人数	3	2	2	2	2	2	2	2	2
介護予防訪 問リハビリ テーション	給付費	0	279	280	280	280	280	280	280	280
	回数	0.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
	人数	0	1	1	1	1	1	1	1	1
介護予防 居宅療養 管理指導	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通 所リハビリ テーション	給付費	1,835	2,317	2,320	2,776	2,776	2,776	3,023	3,023	2,776
	人数	5	6	6	7	7	7	8	8	7
介護予防 短期入所 生活介護	給付費	241	245	245	245	245	245	245	245	245
	日数	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6
	人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
介護予防短 期入所療養 介護(老健)	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所 療養介護 (病院等)	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所 療養介護 (介護医療院)	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福 祉用具貸与	給付費	790	849	924	924	954	1,103	1,133	1,133	1,103
	人数	13	15	16	16	17	19	20	20	19
特定介護予 防福祉用具 購入費	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 住宅改修	給付費	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102
	人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
介護予防特 定施設入居 者生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 支援	給付費	878	891	947	1,002	1,059	1,114	1,171	1,169	1,169
	人数	16	16	17	18	19	20	21	21	21
小計	給付費	5,951	6,661	6,798	7,309	7,396	7,600	7,934	7,932	7,655

(2) 地域密着型サービス

(単位：千円・回・人)

		5年度	6年度	7年度	8年度	12年度	17年度	22年度	27年度	32年度
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	4,054	4,112	4,117	4,117	4,117	4,117	4,117	4,117	4,117
	人数	4	4	4	4	4	4	4	4	4
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	給付費	4,054	4,112	4,117	4,117	4,117	4,117	4,117	4,117	4,117

【介護予防給付費】

(千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	12年度	17年度	22年度	27年度	32年度
(1)居宅サービス	5,951	6,661	6,798	7,309	7,396	7,600	7,934	7,932	7,655
(2)地域密着型サービス	4,054	4,112	4,117	4,117	4,117	4,117	4,117	4,117	4,117
介護予防給付費計	10,005	10,773	10,915	11,426	11,513	11,717	12,051	12,049	11,772



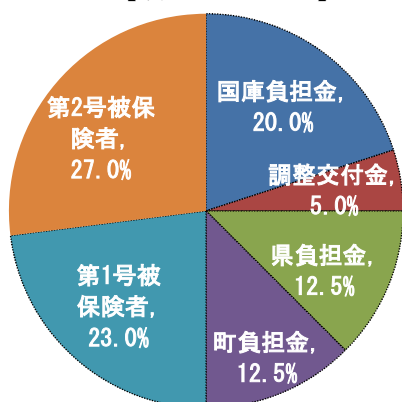
第7章 介護保険料の設定

1 費用負担の仕組み

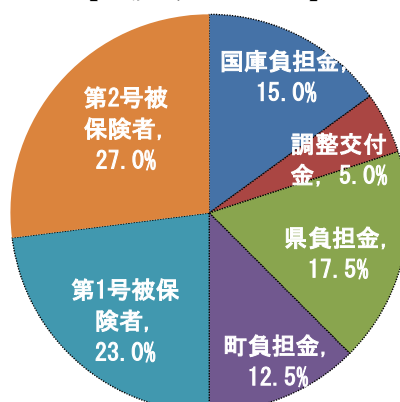
(1) 給付費の財源構成

介護保険サービスに係る費用は利用者負担を除いた給付費の2分の1を公費で賄い、残りの半分を保険料財源で賄います。また、保険料は第1号被保険者（町に住所を有する65歳以上の者）と第2号被保険者（町に住所を有する40歳以上65歳未満の者）の平均的な1人あたりの保険料がほぼ同じ水準になるよう、それぞれの負担割合が定められています。公費分を除く給付費（給付費総額の2分の1にあたる）を、第1号被保険者と第2号被保険者の総人数比で按分するという考え方が基本となっています。第1号被保険者の負担割合が23.0%、第2号被保険者は27.0%となります。

【居宅サービス】



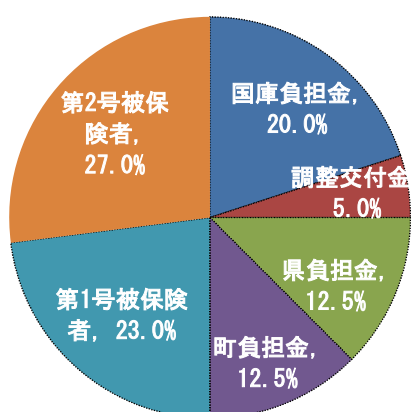
【施設等サービス】



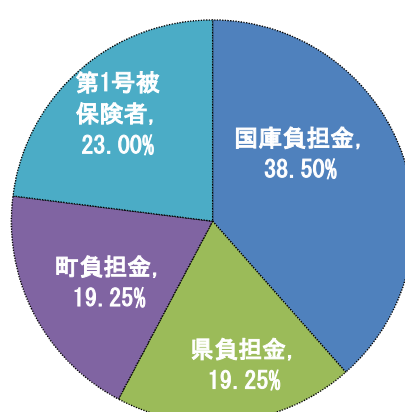
(2) 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業費の財源構成は次のとおりです。

【介護予防・日常生活支援総合事業】



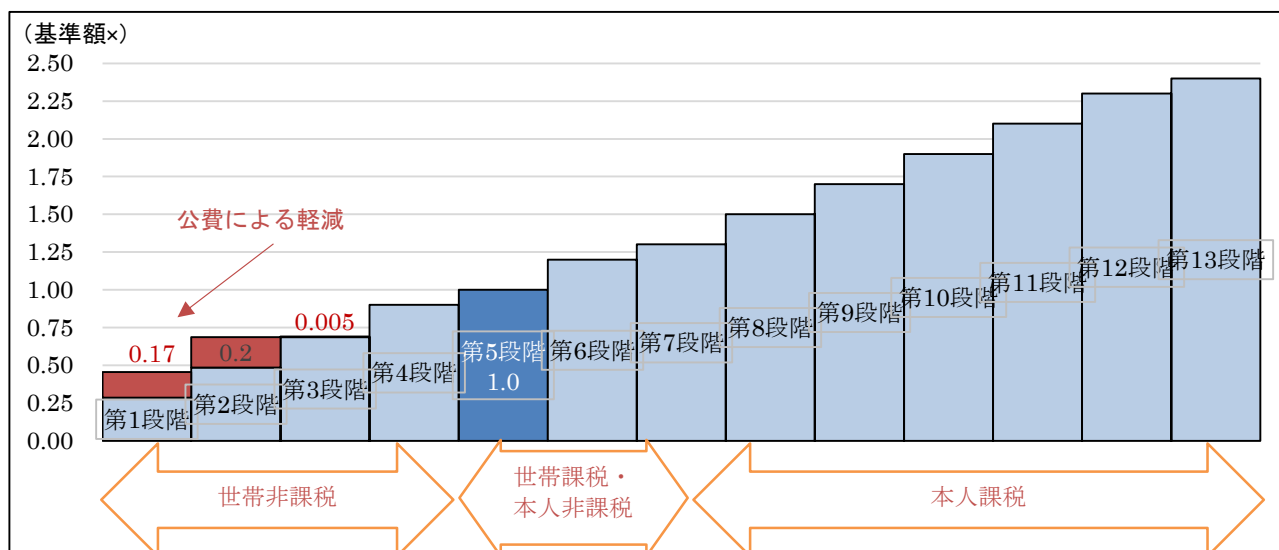
【包括的支援事業・任意事業】



2 第1号被保険者保険料の段階設定

第1号保険料については、低所得者に対する保険料の軽減など負担能力をきめ細かく反映した保険料を目的として、13段階に保険料率を設定します。

◆所得に応じて13段階の設定◆



3 保険料基準額

試算の結果、第9期における保険料基準額(月額)は、6,400円となります。算出した結果は次のとおりです。

	第9期計画期間			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額	3,971,867,383	1,287,069,934	1,317,812,908	1,366,984,541
総給付費	3,740,655,000	1,212,118,000	1,240,524,000	1,288,013,000
介護給付費	3,707,541,000	1,201,345,000	1,229,609,000	1,276,587,000
介護予防給付費	33,114,000	10,773,000	10,915,000	11,426,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	123,639,913	40,079,753	41,330,188	42,229,972
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	94,286,392	30,561,636	31,519,280	32,205,476
高額医療合算介護サービス費等給付額	9,841,300	3,192,934	3,288,388	3,359,978
算定対象審査支払手数料	3,444,778	1,117,611	1,151,052	1,176,115
審査支払手数料一件あたり単価		71	71	71
審査支払手数料支払件数	48,518	15,741	16,212	16,565
審査支払手数料差引額	0	0	0	0
地域支援事業費	173,658,000	57,886,000	57,886,000	57,886,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	96,378,000	32,126,000	32,126,000	32,126,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	58,392,000	19,464,000	19,464,000	19,464,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	18,888,000	6,296,000	6,296,000	6,296,000
第1号被保険者負担分相当額	953,470,838	309,339,865	316,410,749	327,720,224
調整交付金相当額	203,412,269	65,959,797	67,496,945	69,955,527
調整交付金見込額	117,464,000	36,937,000	40,093,000	40,434,000
調整交付金見込交付割合		2.80%	2.97%	2.89%
後期高齢者加入割合補正係数		1.1428	1.1350	1.1388
所得段階別加入割合補正係数		0.9588	0.9588	0.9587
準備基金取崩額	38,800,000			
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	12,030,000			
保険料収納必要額	988,589,107			
予定保険料収納率	97.00%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数	13,270	4,378	4,419	4,473
保険料基準額(月額)				6,400
保険料基準額(年額)				76,800

第9期の介護保険料は、13段階の保険料設定とします。平成27年度から段階的に低所得者の保険料に対し、公費（国、県、町）を投入し、基準額に乗じる割合を引き下げています。第1段階の負担割合は0.455→0.285に、第2段階の負担割合は0.685→0.485に、第3段階の負担割合は0.69→0.685に軽減されます※。

区分			所得の状況	基準額に対する割合	月額	年額
第1段階	本人が町民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.285※ (0.455)	1,824円 (2,912円)	21,888円 (34,944円)
第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.485※ (0.685)	3,104円 (4,384円)	37,248円 (52,608円)
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	0.685※ (0.69)	4,384円 (4,416円)	52,608円 (52,992円)
第4段階		世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.9	5,760円	69,120円
第5段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	1.0	6,400円	76,800円
第6段階	本人が町民税課税		本人の合計所得金額が120万円未満	1.2	7,680円	92,160円
第7段階			本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3	8,320円	99,840円
第8段階			本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	9,600円	115,200円
第9段階			本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7	10,880円	130,560円
第10段階			本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.9	12,160円	145,920円
第11段階			本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1	13,440円	161,280円
第12段階			本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3	14,720円	176,640円
第13段階			本人の合計所得金額が720万円以上	2.4	15,360円	184,320円

【参考 各計画期間の基準額】

基準額	第1期計画 (平成12～14年度)	第2期計画 (平成15～17年度)	第3期計画 (平成18～20年度)	第4期計画 (平成21～23年度)	第5期計画 (平成24～26年度)
月額	3,384円	4,185円	4,360円	4,500円	4,800円
年額	40,608円	50,220円	52,320円	54,000円	57,600円

基準額	第6期計画 (平成27～29年度)	第7期計画 (平成30～令和2年度)	第8期計画 (令和3～5年度)	第9期計画 (令和6～8年度)
月額	6,900円	6,700円	6,400円	6,400円
年額	82,800円	80,400円	76,800円	76,800円

4 負担軽減措置

①高額介護(予防)サービス費、高額介護予防サービス費等相当事業費

世帯が1ヶ月に受けた介護サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じた限度額を超えた場合には、申請して認められると「高額介護(予防)サービス費」「高額介護予防サービス費等相当事業費」として、超えた額があとから支給されます。

②高額医療・介護合算制度

医療保険には「高額療養費」、介護保険には「高額介護サービス費」という費用負担の軽減制度がありますが、両者を合わせると負担が高額になってしまうケースが多いため、平成20年4月より「高額医療・高額介護合算制度」が設けられました。

医療保険と介護保険の自己負担を合算して年間の限度額を超えた場合には、申請して認められると「高額医療合算介護サービス費」として、超えた額があとから支給されます。

③社会福祉法人による利用者負担軽減制度

町民税世帯非課税者で一定の要件を満たす方が、社会福祉法人が提供する介護サービスを利用した場合の個人負担分の4分の1が軽減されます。

④食費・居住費の負担限度額設定

介護保険施設と短期入所を利用した場合の食費及び居住費について、所得に応じて負担額の上限を定め、負担が過重にならないようになっています。

⑤障害者控除

要介護認定情報を基に障害の状況を確認し、障害者控除対象者認定書を交付します。

⑥医療費控除

居宅介護サービス事業者等からの提供を受ける居宅サービス等の対価のうち、看護、医学的管理の下における療養上の世話等に相当する部分の対価として利用者が負担する金額については、医療費控除の対象となります。

階上町附属機関に関する条例 【抜粋】

(平成 22 年 3 月 12 日条例第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律その他別に定めがあるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する町長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担任する事項及び委員の構成等に関し必要な事項を定めるものとする。

[地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項]

(附属機関の組織等)

第 2 条 町長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担任する事項、組織、委員の構成等、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。

[別表]

(附属機関の長等)

第 3 条 会長、委員長又は本部長(以下「会長等」という。)及び副会長、副委員長又は副本部長(以下「副会長等」という。)は、別表の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

[別表]

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(任命)

第 4 条 委員は、別表の委員の構成等の欄に掲げる者のうちから町長その他の執行機関が任命又は委嘱する。

[別表]

2 委員等に欠員を生じた場合の補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議は、必要に応じて会長等が招集する。ただし、附属機関設置後最初の会議又は会長等及び副会長等が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応じて当該附属機関が属する町長その他の執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第 6 条 会長等は、必要があるときは、関係者に対し説明その他必要な協力を求めることができる。

(臨時委員等の設置)

第 7 条 附属機関に、特別の事項の審議、専門事項についての調査、検査及び資料の収集又は助言等のため必要があるときは、臨時委員、専門委員又はアドバイザー（以下「臨時委員等」という。）を置くことができる。

2 前項の臨時委員等は、当該附属機関の属する執行機関が任命する。

（守秘義務）

第 8 条 委員及び臨時委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が規則で定める。

附 則【抜粋】

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条、第 3 条、第 4 条関係)【抜粋】

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事 項	組織	委員の構成等	定数	任期	会 長 等 及 び 副 会 長 等 の 選 任 方法
町 長	階上町介護保険推進委員会	町長の諮問に応じ、介護保険事業計画に關しての必要な調査及び審議	会長 委員	県の出先機関の職員 医療関係者 保健関係者 福祉関係者 被保険者の代表者 学識経験を有する者 等	20 名 以内	3 年	委員の互選

階上町介護保険推進委員名簿

任期：令和 2 年 12 月 2 日～令和 5 年 12 月 1 日

区 分	所 属	職名	氏 名
医療関係者	小松内科医院	院長	小 松 修
介護福祉関係者	階上町社会福祉協議会	会長	松 橋 竹 子
	特別養護老人ホーム見心園	園長	坂 本 憲 子
保健関係者	健康推進員		中 村 和 子
地域福祉関係者	階上町民生委員児童委員協議会	会長	十文字 倉 男
	階上町区長会	会長	堰 合 勝 美
	階上町連合婦人会	会長	濱 谷 三枝子
	ほのぼの交流協力員		川 浪 秀 一
第 1 号被保険者			内 城 幸 子
第 2 号被保険者			明 戸 早 苗

階上町介護保険推進委員名簿

任期：令和 5 年 12 月 13 日～令和 8 年 12 月 12 日

区 分	所 属	職名	氏 名
医療関係者	小松内科医院	院長	小 松 修
介護福祉関係者	階上町社会福祉協議会	会長	松 橋 竹 子
	特別養護老人ホーム見心園	園長	坂 本 憲 子
保健関係者	健康推進員		中 村 和 子
地域福祉関係者	階上町民生委員児童委員協議会	会長	東 山 京 子
	階上町区長会	会長	上 平 稔
	はしかみ交通安全レディースサポーター	リーダー	畑 中 優 子
	ほのぼの交流協力員		川 浪 秀 一
第 1 号被保険者			内 城 幸 子
第 2 号被保険者			内 城 美 幸

審 議 経 過

●介護保険推進委員会

回	年月日	案 件
第 1 回	令和 3 年 8 月 25 日	・地域包括支援センター事業計画および報告について ・地域密着型サービス事業者の指定更新について ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
第 2 回	令和 4 年 3 月 23 日 (書面開催)	・第 8 期介護保険事業計画進捗状況について ・地域密着型サービス事業者の指定更新について
第 3 回	令和 4 年 7 月 27 日 (書面開催)	・地域包括支援センター事業計画および報告について ・地域密着型通所介護事業所の指定更新について
第 4 回	令和 5 年 3 月 15 日	・第 8 期介護保険事業計画進捗状況について ・第 8 期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シートについて ・第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
第 5 回	令和 5 年 6 月 21 日	・地域包括支援センター事業計画および報告について ・令和 4 年度地域密着型サービス事業所運営指導結果について
第 6 回	令和 5 年 12 月 13 日	・委嘱状交付、会長の選任について ・第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定について（諮問） ・第 8 期計画進捗状況について ・次期基盤整備について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告
第 7 回	令和 6 年 1 月 17 日	・第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案) 審議
第 8 回	令和 6 年 2 月 14 日	・第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案) 審議及び答申

※第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について、令和 6 年 1 月 19 日から令和 6 年 2 月 9 日までパブリックコメントを実施しました。その結果、当該案に対するご意見等は寄せられませんでした。

資料編
資料 4：階上町内介護保険関連事業所一覧

* 令和 5 年 12 月 1 日時点で運営している事業所を掲載（休止中の事業所を除く）

地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）	
階上町地域包括支援センター	階上町大字道仏字天当平 1-87 階上町役場内 (0178-88-2115)

ランチ型総合相談窓口	
見心園在宅介護支援センター	階上町大字赤保内字道仏道添 21-12 (0178-88-3355)
階上町社会福祉協議会	階上町大字道仏字天当平 1-182 (0178-88-3067)

居宅介護支援事業所	
階上町社協指定居宅介護支援事業所	階上町大字道仏字天当平 1-182 (0178-88-3067)
見心園居宅介護支援事業所	階上町大字赤保内字道仏道添 21-12 (0178-88-3355)
臥牛苑居宅介護支援事業所	階上町大字角柄折字餅栗久保 4-1 (0178-88-1461)
居宅介護支援事業所ありがとうの家	階上町大字赤保内字柳沢 15-343 (0178-38-0085)
ケアプランセンター つなぐ	階上町蒼前西七丁目 9-2771 パレセイユB101 (0178-51-9742)

訪問看護事業所	
ナースセンターサイン	階上町蒼前西一丁目 9-2560 (0178-38-5745)
訪問看護ステーションえがおみょう サテライト ケアぷらすはしかみ	階上町蒼前西七丁目 9-407 (0178-80-1111)
訪問看護ステーションあいかぜ	階上町大字道仏字耳ヶ吠 31-47 (0178-32-0362)

訪問介護事業所	
階上町社協ヘルパーステーション	階上町大字道仏字天当平 1-182 (0178-88-3067)
ヘルパーステーションかずさ	階上町蒼前西六丁目 9-1923 コーポ秋桜 206号室 (0178-88-4650)
いちょうの郷ヘルパーステーション	階上町大字赤保内字柳沢 15-272 (0178-88-5660)
ヘルパーセンターかっこうの森	階上町蒼前西三丁目 9-153 (0178-80-1515)
ヘルパーステーションありがとう	階上町大字赤保内字柳沢 15-343 (0178-38-0088)
ヘルパーステーションフォーリーフはしかみ	階上町大字道仏字耳ヶ吠 6-254 (0178-88-1292)
ヘルパーセンターサイン	階上町蒼前西一丁目 9-2560 (0178-38-5745)
ヘルパーステーション蘭	階上町蒼前西六丁目 9-1275 (0178-38-5726)

通所介護事業所	
見心園居宅サービスセンター	階上町大字赤保内字道仏道添 21-12 (0178-88-3355)
デイサービスセンター臥牛苑	階上町大字角柄折字餅栗久保 4-1 (0178-88-1461)
デイサービスセンターありがとう	階上町大字赤保内字柳沢 15-343 (0178-38-0088)
デイサービスセンターかっこうの森	階上町蒼前西三丁目 9-153 (0178-80-1515)

短期入所生活介護事業所	
見心園居宅サービスセンター	階上町大字赤保内字道仏道添 21-12 (0178-88-3355)

認知症対応型通所介護事業所	
見心園居宅サービスセンター	階上町大字赤保内字道仏道添 21-12 (0178-88-3355)

小規模多機能型居宅介護事業所	
小規模多機能ホームあかぼないの里	階上町大字赤保内字外平 23-273 (0178-20-7574)
サテライト型小規模多機能ホーム あすなろの里	階上町大字角柄折字志民久保 12-68 (0178-20-0188)

認知症対応型共同生活介護事業所		定員
グループホームいちょうの郷	階上町大字赤保内字柳沢 15-269 (0178-80-1007)	18 人
グループホームかっこうの森	階上町蒼前西二丁目 9-992 (0178-80-1515)	18 人
グループホームはしかみ苑	階上町蒼前西七丁目 9-407 (0178-80-1818)	18 人
グループホームゆとり	階上町蒼前東六丁目 9-181 (0178-88-1920)	9 人
グループホームわらび苑	階上町大字角柄折字餅栗久保 4-1 (0178-88-1461)	18 人

特定施設入居者生活介護		定員
サービス付高齢者向け住宅 双松苑	階上町大字角柄折字餅栗久保 4-1 (0178-88-1461)	15 人

介護老人福祉施設		定員
特別養護老人ホーム 見心園	階上町大字赤保内字道仏道添 21-12 (0178-88-3355)	114 人

資料編

資料4：階上町内介護保険関連事業所一覧

有料老人ホーム		定員
セカンドホーム サインの家	階上町蒼前西三丁目 9-1806 (0178-38-5744)	12 人
有料老人ホーム つばさ	階上町蒼前西六丁目 9-1930 (0178-88-5561)	25 人
有料老人ホーム ともなが草	階上町蒼前西六丁目 9-3218 (0178-88-2991)	9 人
住宅型有料老人ホーム 蘭	階上町蒼前西六丁目 9-3214 (0178-80-7311)	9 人
有料老人ホーム いちょうの郷	階上町大字赤保内柳沢 15-272 (0178-88-5660)	9 人
有料老人ホーム ありがとうの家	階上町大字赤保内字柳沢 15-343 (0178-38-0085)	19 人
有料老人ホーム フォーリーフ	階上町大字道仏字耳ヶ吠 30-34 (0178-20-8846)	20 人
有料老人ホーム ふおーかす	階上町蒼前西六丁目 9-1275 (0178-38-5726)	16 人
住宅型有料老人ホームみんなの家かりん	階上町蒼前西六丁目 9-1279 (0178-71-3308)	16 人

サービス付高齢者向け住宅		定員
サービス付高齢者向け住宅 かっこうの森	階上町蒼前西三丁目 9-153 (0178-80-1515)	31 人
コテージかっこうA棟～F棟	階上町蒼前西三丁目 9-3181 (0178-80-1515)	6 戸

介護保険用語集

ア行

【アセスメント】

ある対象物を客観的に評価・査定すること。介護分野においては、介護支援専門員等がケアプラン作成の際に、今後のケアに必要な見通しや方針をたてるために行われ、介護サービス利用者が何を求めているのかを正しく知り、残っている能力や、すでに実施されているサービス、生活環境など把握、確認した上生活全般の課題（ニーズ）を抽出し今後どのような介護サービスが必要なのか整理していくこと。

カ行

【介護医療院】

長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を提供できる施設をいう。

【介護支援専門員（ケアマネジャー）】

利用者や家族からの相談に応じ、適切なサービスを利用できるようにケアプランを作成したり、各種連絡調整や手続きを行う専門職をいう。

【介護療養型医療施設】

療養型病床群等を有する病院または診療所であって、当該療養型病床群等に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話および機能訓練、その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいう。

【介護老人福祉施設】

特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話をいう。

【介護老人保健施設】

要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をいう。

【看護小規模多機能型居宅介護】

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師などによる「訪問（看護）」も組み合わせて提供する複合型のサービス。

【基本チェックリスト】

日常生活や心身の状態を確認する25項目の質問。一定項目以上が該当すると事業対象者となる。

【キャラバン・メイト】

地域住民等に対して、認知症の正しい知識を広め、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役となる人。

【居住費（介護保険における居住費）】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所した場合に、1割負担とは別に徴収される費用の一つ。内訳は、施設利用代（減価償却費）及び光熱水費に相当する費用。所得によって入所者の負担額は異なる。平成17年10月から導入。

【居宅介護支援】

居宅要介護者等が、指定居宅サービスまたは特定居宅介護サービス費もしくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービスもしくはこれに相当するサービスおよびその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービス（以下この項において「指定居宅サービス等」という）の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者等およびその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類および内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を含めた計画（以下この項において「居宅サービス計画」という）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、および当該居宅要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合にあっては介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。

【居宅介護支援事業者所】

ケアプランの作成や各種連絡調整・手続きを担う、都道府県から指定を受けた事業所をいう。ケアマネジャーが勤務。

【居宅サービス】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、居宅介護支援をいう。

【居宅療養管理指導】

居宅要介護者等について、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他の厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理および指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。

【ケアプラン】

要介護者・要支援者の心身の状況、その置かれている環境、本人・家族の希望などを勘案し、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを書面にまとめたものをいう。

【後期高齢者】

75歳以上高齢者。

【高額介護サービス費】

介護保険でサービスを利用された方の1か月の利用者負担額合計が一定の限度額を超えたときに、その超過分が介護保険から支払い戻される制度。限度額は所得によって三段階に区分されている。なお、施設における食費・居住費、福祉用具購入、住宅改修の自己負担は対象外となっている。

【高齢化率】

65 歳以上が総人口に占める割合をいう。

【コミュニティバス】

地域住民の移動手段を確保するために、地方自治体等が運行するバス。

サ行

【在宅介護支援センター】

在宅の高齢者や家族の相談窓口であり、ニーズに応じた各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように、市町村やサービス提供機関等との連絡調整を行い、支援する機関をいう。

【事業対象者】

基本チェックリストに該当した第1号被保険者のこと。

【施設サービス】

介護福祉施設サービス、介護保健施設サービスおよび介護療養施設サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設または介護療養型医療施設に入所している要介護者について、これらの施設が提供する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。

【小規模多機能型居宅介護】

「通い」を中心にして、利用される方の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護など日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスで、2005年の介護保険法改正で地域密着型サービスに含まれる新しい介護サービスとして創設された。

【食費（介護保険における食費）】

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所した場合に、1割負担とは別に、居住費とともに徴収される費用の一つ。内訳は、食材料費＋調理コスト相当分。所得によって入所者の負担額は異なる。平成17年9月までは食材料費分についてのみ徴収されていたが、平成17年10月からは調理コスト相当分も徴収されるようになった。

【生活支援事業対象者】

介護予防事業対象者（65歳以上高齢者のうち基本チェックリストの7つの基準のいずれかに該当した方）で、「1人暮らし」または「夫婦2人暮らし」または「日中1人になることがよくある」方

【前期高齢者】

65歳以上から75歳未満の高齢者。

【総合事業】

介護予防・日常生活支援総合事業の略。市町村が中心となって地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

タ行

【第1号被保険者】

市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者が介護保険被保険者となる。このうち、65歳以上の者を「第1号被保険者」という。

【第2号被保険者】

市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者が介護保険被保険者となる。このうち、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を「第2号被保険者」という。医療保険に加入していない者（例：生活保護法による医療扶助を受けている場合など）は第2号被保険者ではない。

【団塊の世代】

戦後の第1次ベビーブーム期（1947年（昭和22年）～1949年（昭和24年））に生まれた世代をいう。

【団塊ジュニア世代】

戦後の第2次ベビーブーム（1971年（昭和46年）～1974年（昭和49年））に生まれた世代をいう。

【短期入所生活介護】

居宅要介護者等について、厚生労働省令で定める施設または老人短期入所施設に短期入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことをいう。

【短期入所療養介護】

居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限り）について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことをいう。

【地域共生社会】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

【地域支援事業】

できるだけ地域住民が要介護・要支援とならないように、要介護・要支援となっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、市区町村が主体となって支援する事業のこと。

【地域包括ケア】

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が連携し包括的に支援することをいう。

【地域包括支援センター】

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、平成18年度から新設された拠点。保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が中心となって、「介護予防に関するマネジメント」「権利擁護」「総合的な相談・支援」「ケアマネジャーへの支援」などを行う機関をいう。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

特別養護老人ホームのうち、入居定員が 29 人以下の施設での、入浴、排せつ、食事などの介護など日常生活上の世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話を受けるサービスで、2005 年の介護保険法改正で地域密着型サービスに含まれる新しい介護サービスとして、いままでの介護老人福祉施設入居者生活介護から独立するかたちでつくられた。

【地域密着型サービス】

要介護状態となっても（認知症や一人住まいであっても）、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように支援するサービスの体系で、平成 18 年 4 月から新設された。地域密着型サービスは、原則として、住んでいる市区町村内にあるサービスだけを利用できることとなっている。

【地域密着型通所介護】

利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通わせ、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスのこと。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

ケアハウス・有料老人ホームなどで、特に介護専用型特定施設で入居定員が 29 人以下の施設での入浴、排せつ、食事などの介護など日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスで、2005 年の介護保険法改正で地域密着型サービスに含まれる新しい介護サービスとして、いままでの特定施設入居者生活介護から独立するかたちでつくられた。

【チームオレンジ】

地域において認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組。

【通所介護】

居宅要介護者等について、厚生労働省令で定める施設または老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴および食事の提供（これらに伴う介護を含む）その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものならびに機能訓練を行うことをいう。

【通所リハビリテーション】

居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限り）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことをいう。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う。平成 24 年 4 月より創設。

【特定施設入居者生活介護】

有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設（以下この項において「特定施設」という）に入居している要介護者等について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの、機能訓練および療養上の世話をいう。

【特定疾病】

初老期の認知症、脳血管疾患など加齢に老化が原因とされる病気のこと、以下に掲げるように16疾病ある。

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）が介護給付・予防給付を受けることができるのは、この特定疾病によって要介護・要支援になった場合に限られる。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症（ウェルナー症候群）
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

ナ行

【認知症サポーター】

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。認知症サポーター養成講座の受講者には、受講の証としてオレンジリング等が手渡されている。

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

認知症の状態にある者（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者および当該認知症に伴って著しい行動異常がある者ならびにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことをいう。

【認知症対応型通所介護】

認知症の方が、主として特別養護老人ホームや老人デイサービスセンターなどの介護施設などに通い、入浴、排せつ、食事などの介護など日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスである。

ハ行

【福祉用具貸与】

居宅要介護者等について行われる福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具および要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう）のうち厚生労働大臣が定めるものの貸与をいう。

【フレイル】

加齢に伴い心身の機能が低下した「虚弱」を意味する言葉で、要介護状態に至る前段階として位置づけられている。

【訪問介護】

要介護者または要支援者（以下「要介護者等」という）であって、居宅（軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む）において介護を受ける者（以下「居宅介護者等」という）について、その者の居宅において介護福祉士その他厚生労働省令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものをいう。

【訪問看護】

居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限り）について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話または必要な診療の補助をいう。

【訪問入浴介護】

居宅要介護者等について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

【訪問リハビリテーション】

居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限り）について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションをいう。

ヤ行

【夜間対応型訪問介護】

あらかじめ登録した利用者を対象に、夜間に利用者宅への定期的な巡回訪問を行い、また、利用者からの通報があれば訪問を行う介護サービス。2005年の介護保険法改正で地域密着型サービスに含まれる新しい介護サービスとして創設された。

【要介護者】

次のいずれかに該当する者をいう。

1. 要介護状態である65歳以上の者
2. 要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、「特定疾病」によって生じた者

【要介護状態】

身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当するものをいう。

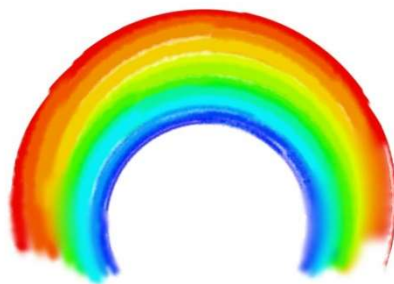
【要介護認定】

介護保険によるサービスを希望する被保険者に対し、介護が必要であるかどうか、どの程度必要であるかを判定するもの。

【要支援者】

次のいずれかに該当する者をいう。

1. 要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の者
2. 要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の者であって、「特定疾病」によって生じた者



ハート & ハートプラン はしかみ

階上町 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

令和6年3月

発行・編集 階上町 介護福祉課

〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87

TEL 0178-88-2115 FAX 0178-88-2117

ホームページアドレス <https://www.town.hashikami.lg.jp>
